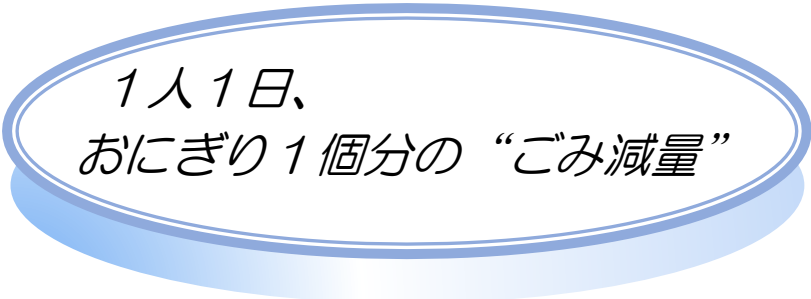


広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

ー ゼロエミッションシティ広島への挑戦 ー

(答申)



1人1日、
おにぎり1個分の“ごみ減量”

令和3年3月24日

広島市廃棄物処理事業審議会

目 次

第 1 章 計画策定の基本的事項

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2

第 2 章 ごみ処理の現状と課題

1 現在のごみ処理体制	4
(1) ごみ区分	4
(2) ごみ処理の流れ	6
(3) ごみ処理施設等の概要	7
2 ごみ排出・処理等の状況	10
(1) ごみ排出・処理実績	10
(2) ごみ排出の状況	11
(3) ごみ処理量の推移	14
(4) 可燃ごみの組成	15
(5) ごみ処理費の推移	17
(6) ごみ焼却発電量の推移	18
3 将来予測	19
(1) 人口の将来予測	19
(2) ごみ排出量の将来推計	20
4 社会情勢の変化に伴う課題等への対応	21
(1) 食品ロスについて	21
(2) プラスチックごみについて	21
(3) 高齢化社会の進展について	22
(4) 市民の意識、ライフスタイルの変化について	22
5 現状を踏まえた課題の整理	23
(1) ごみの減量とリサイクルについて	23
(2) ごみ処理体制について	23
(3) 分別区分・収集運搬体制について	24
(4) ごみ処理コストについて	25
(5) まちの美化について	25

第3章 基本理念・基本方針

1 基本理念：『ゼロエミッションシティ広島の実現』	26
2 基本方針	26
(1) 市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進	26
(2) 安定的なごみ処理体制の確保	27
(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築	27
(4) コストの削減	27
(5) ごみのないきれいなまちづくりの推進	27
3 市民・事業者・行政の役割	28
(1) 市民の役割	28
(2) 事業者の役割	28
(3) 行政（市）の役割	28

第4章 計画期間と減量目標

1 計画期間と目標年度	29
2 前期の目標達成状況	30
(1) 排出量	30
(2) 焼却量	33
(3) 埋立量	34
3 目標の設定、減量目標	35
(1) 目標の設定	35
(2) 減量目標	36
4 減量目標によるごみ排出量等の見通し	40

第5章 行動計画

1 施策体系	41
2 施策展開	42
(1) 市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進	42
(2) 安定的なごみ処理体制の確保	50
(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築	53
(4) コストの削減	56
(5) ごみのないきれいなまちづくりの推進	57
3 計画の進行管理	59
(1) 計画の進行管理における基本的な考え方	59
(2) 毎年度の進行管理	59

巻末資料

資料1 広島市廃棄物処理事業審議会	60
資料2 年表	61

注：本計画に記載した内容は、特記するものを除き、本計画策定時点のものである。

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画改定の趣旨

本市では、ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくする「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念とし、市民・事業者の協力を得ながら、ごみの減量やリサイクルなどにより、循環型社会の形成に取り組んできました。

その結果、本市は、1人1日当たりのごみ排出量が平成28年度までの12年間、政令指定都市の中では最も少なく、また、その後も低い水準を維持し、減量、資源化に大きな成果を挙げています。

しかし、今後のごみの処理においては、地球温暖化対策、省エネルギー化などの環境対策、コスト削減の観点からの取組を継続して推進することに加え、少子高齢化などの社会情勢の変化に応じた柔軟な対応も必要となってきました。

さらに、東日本大震災の発生を契機として、廃棄物処理においても災害対策の重要性が言及されるようになっており、膨大な災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を想定したごみ処理体制を構築していくことが強く求められています。

こうした中、本市では、ごみを取り巻く社会情勢の変化やごみ処理施策の実施状況等を踏まえた上で、市民・事業者・行政の協働による更なるごみの減量・資源化によって循環型社会の形成を推進し、災害に強く安定的なごみ処理体制を整備していくため、平成27年3月に、「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

本計画では、令和6年度を目標年次とした具体的な減量目標を掲げ、計画期間を前期と後期の2期に分け、令和元年度を中間目標年度、令和6年度を最終目標年度として取り組んでいます。

前期計画期間においては、食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」の実施や、レジ袋の無料配布中止の拡大などに取り組み、家庭ごみの減量が進むなど、一定の成果を上げてきました。しかし、近年、ごみ排出量が下げ止まりの傾向となっており、目標達成につなげていくためには、より一層、ごみの減量やリサイクルを進めるための取組を推進する必要があります。

国においては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチック資源循環戦略」の策定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の制定が行われ、循環型社会の形成を目指した取組の一層の推進が図られているところです。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、世界全体で取り組むべき環境・経済・社会に関する国際目標が示され、目標の達成に向けたターゲットには、小売・消費レベルにおける食糧の廃棄を半減させることや、廃棄物の発生防止、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することなどが示されています。これを受けて、我が国においては、「SDGs」の達成に向けた具体的な取組の中に、食品ロスの削減や海洋ごみ対策を掲げています。

この度、本計画期間の前期5年間が経過したことから、中間見直しを行うこととし、これまでの施策の実施状況や目標の達成状況の検証を行い、国の廃棄物政策の動向や社会情勢の変化を踏まえ、既存施策の見直しや新規施策を盛り込むことなどにより、引き続き、目標の達成に向けて着実にごみの減量やリサイクルを進めることとします。

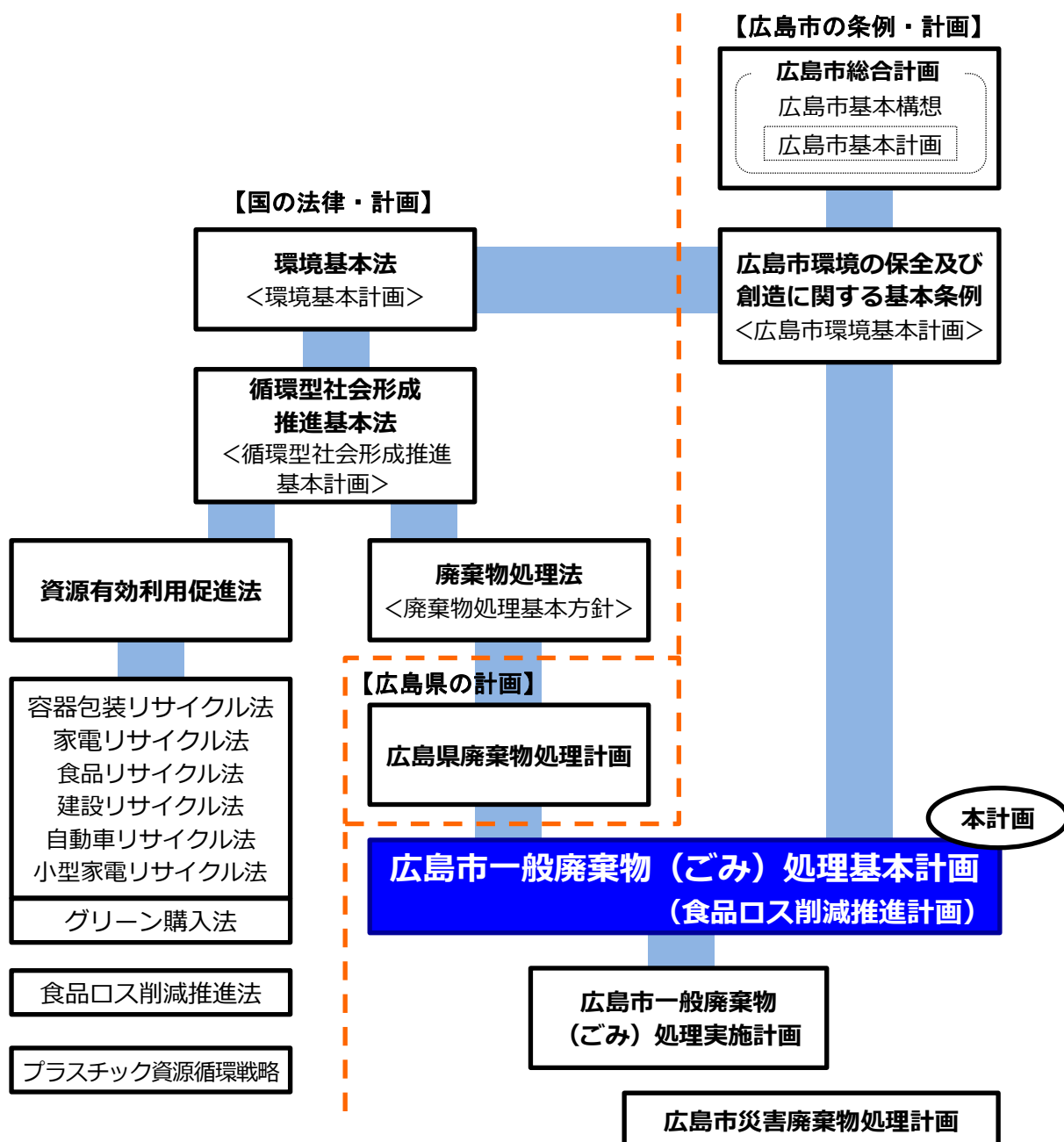
2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定する法定計画です。

本計画の策定に当たっては、国の法律・計画や広島県の「広島県廃棄物処理計画」、本市の「広島市総合計画」、「広島市環境基本計画」等との整合を図り、長期的・総合的な視点のもと、本市における一般廃棄物処理を計画的に推進するための方針を示します。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条に基づき、本計画の中に食品ロスの削減の推進を図るための計画を位置付け、市民・事業者・行政の協働による取組をより一層推進することとします。

図1 広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と関連計画等との関係



持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下



「SDGs」という。）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境等の広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅された 17 の目標のうち、特に本計画と親和性の高い 9 つの目標を各施策に関連付け、各施策を着実に推進していきます。

《関連する SDGs》

 3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 12 つくる責任、つかう責任	12 つくる責任、つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	 13 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 8 働きがいも経済成長も	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	 14 海の豊かさを守ろう	14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
 11 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。		

第2章 ごみ処理の現状と課題

1 現在のごみ処理体制

(1) ごみ区分

ア 家庭ごみ

家庭ごみの区分及び収集方法等は、表1に示すとおりです。

表1 家庭ごみの区分及び収集方法等（令和2年度）

区分	主な品目	収集回数	収集方法	収集主体
可燃ごみ	生ごみ、再生できない紙くず、木くずなど	週 2 回	戸別・ステーション収集	直営・委託
ペットボトル	飲料用、酒類、しょうゆなどのペットボトル	週 1 回 (同日)		
リサイクルプラ	袋類、ネット類、カップ類などの容器包装プラスチック			
その他プラ	ビデオテープ、プラ製ハンガー、ぬいぐるみなど、容器包装以外のプラスチック類	月 2 回		
不燃ごみ	陶磁器類、小型家電など	月 2 回		
資源ごみ	紙類、布類、金属類、ガラス類	月 2 回 (同日)	予約制・戸別収集 (大型ごみ収集運搬手数料を徴収)	委託
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、体温計（水銀を使用したもの）など			
大型ごみ	家電製品、家具、寝具など、最長の辺の長さ又は最大径が30cm以上（棒状のもの又は容易に折り曲げることができる板状のものの場合、最長の辺の長さが1m以上）のもの	月 2 回		

イ 事業ごみ

事業ごみの区分及び収集方法等は、表2に示すとおりです。

このうち可燃ごみ、プラスチックごみ及び不燃ごみについては、原則として事業ごみ有料指定袋を使用し、市のごみ処理施設で受け入れています。

表2 事業ごみの区分及び収集方法等（令和2年度）

区分	主な品目	収集方法等	手数料
可燃ごみ	生ごみ、再生できない紙くず、木くずなど	・排出事業者による市のごみ処理施設への自己搬入 ・排出事業者が固形状一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託 （※ 受け入れる施設により、どちらかの方法でのみ搬入を受け付けている場合がある。）	原則、事業ごみ有料指定袋を使用
プラスチックごみ	包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類		
不燃ごみ	傘や文具などプラスチックと金属の複合品など（小型家電を除く。）		
資源ごみ	OA古紙、新聞、雑誌、段ボールなど		固形状一般廃棄物再生処理手数料を徴収
せん定枝	植木せん定枝		固形状一般廃棄物処分手数料を徴収
大型ごみ	木製の家具類及び天然繊維製品		
その他資源ごみ	紙類、金属類、ガラスくず・ビン類、ペットボトルなど	民間ルートで再生処理	-

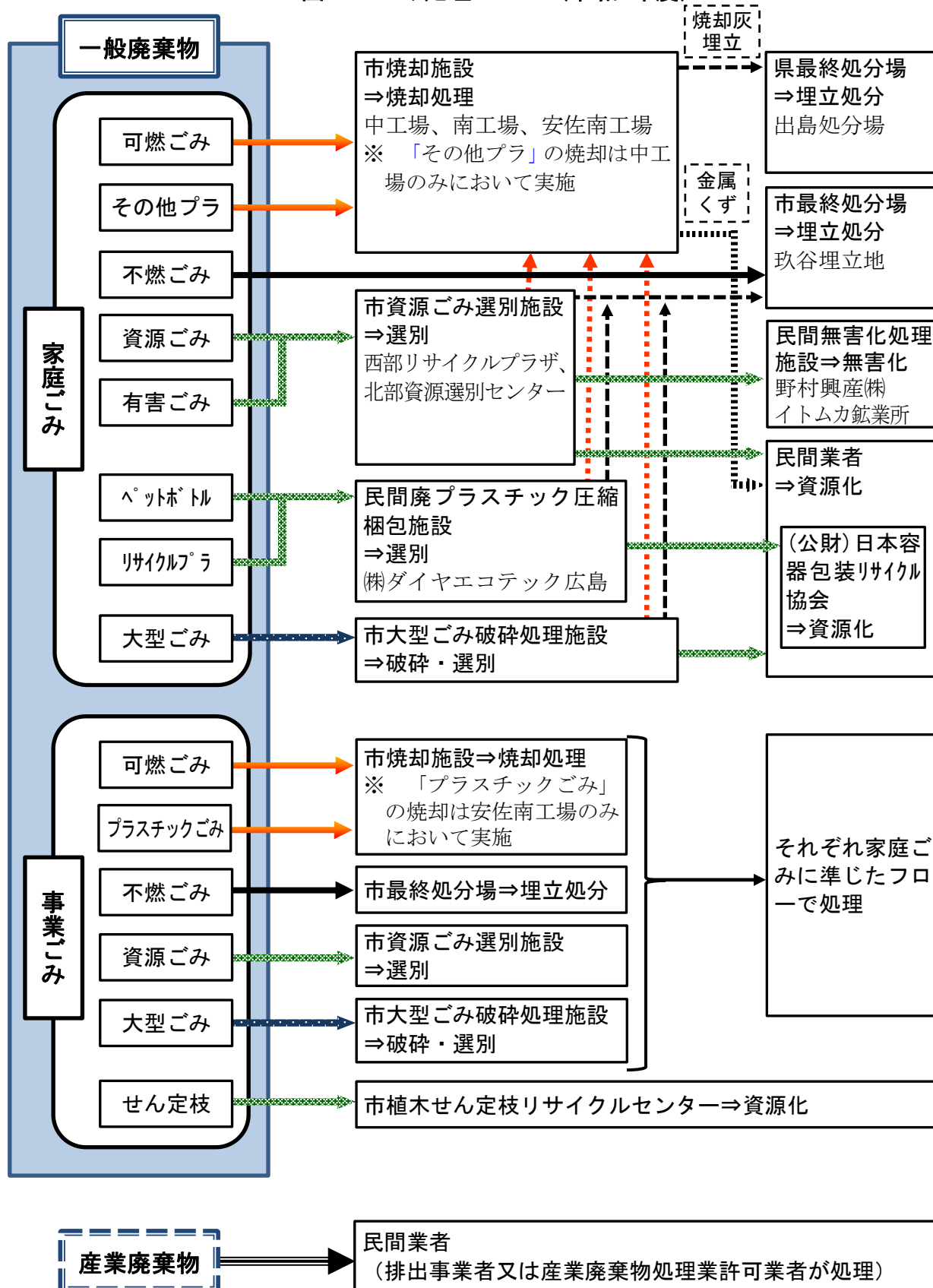
ウ 都市美化ごみ

本市では、町内清掃ごみ、不法投棄ごみ、河川清掃ごみなどの都市美化ごみについては、必要に応じて収集し、処理しています。

また、まちの環境美化について、平成24年度に「ごみのないまちづくりアクションプラン」を策定し、「おもてなし」の心を持った、ごみのないきれいなまちづくりに向け、各施策を総合的に推進しています。

(2) ごみ処理の流れ

図2 ごみ処理フロー（令和2年度）



注1：本市が受け入れて処理を行うごみについて記載した（都市美化ごみを除く。）。

注2：実線は主な流れを示し、点線は残渣の流れを示す。

(3) ごみ処理施設等の概要

ア 焼却施設

現在、本市では、3箇所の焼却施設において、ごみの焼却処理を行っています。

このうち、老朽化が進行している南工場については、令和10年度の稼働開始を目指して、建替える計画としています。

また、中工場については、長寿命化総合計画に基づき、大規模改修工事（令和元年度～令和4年度）を実施しています。

図3 焼却施設の配置図



表3 焼却施設の概要

名称	所在地	稼働時期	処理能力
中工場	中区南吉島	① 平成16年4月	600t/24h (200t×3炉)
南工場	南区東雲	② 昭和63年6月	300t/24h (150t×2炉)
安佐南工場	安佐南区伴北	③ 平成25年4月	400t/24h (200t×2炉)

稼働停止中（平成31年4月～）

名称	所在地	稼働時期	処理能力
安佐北工場※	安佐北区可部町	④ 平成2年4月	200t/24h (100t×2炉)

※ 南工場の建替期間中に1炉を再稼働予定

イ その他の中間処理施設等

現在、本市では、4箇所の資源ごみ等選別施設のほか、大型ごみ破碎処理施設及び植木せん定枝再生処理施設において、ごみの中間処理等を行っています。

また、北海道にある民間の処理施設において、有害ごみ等の無害化処理を行っています。

図4 その他の中間処理施設等の配置図



表4 その他の中間処理施設等の概要

区分	名称	所在地	稼働時期	処理能力
資源ごみ等選別施設	西部リサイクルプラザ	西区商工センター	① 平成9年1月	90t/7h
	北部資源選別センター	安佐北区安佐町	② 平成25年4月	70t/7h
	(株)アイエック広島 廃プラスチック圧縮梱包施設 (民間施設)	中区江波沖町	③ 平成16年4月	82.1t/12.8h
	ペットボトル選別施設	西区商工センター (西部リサイクルプラザに併設)	① 平成10年4月	2.3t/7h
大型ごみ破碎処理施設	安佐南工場 大型ごみ破碎処理施設	安佐南区伴北 (安佐南工場に併設)	④ 平成4年4月	116t/日 (ただし、 処理量は原則100t/日以下とする)
植木せん定枝再生処理施設	植木せん定枝 リサイクルセンター	安佐北区安佐町 (玖谷埋立地敷地内)	⑤ 平成11年4月	25t/5h
無害化処理施設	野村興産(株) イトムカ鉱業所 (民間施設)	北海道北見市 留辺蘂町	- 昭和49年8月	159.24t/日

ウ 最終処分場

現在、本市では、玖谷埋立地において、ごみの埋立処分を行っています。

この玖谷埋立地は、令和4年度初頭で埋立を終了する予定であるため、新規最終処分場として、恵下埋立地（仮称）の整備を進めています。

図5 最終処分場の配置図



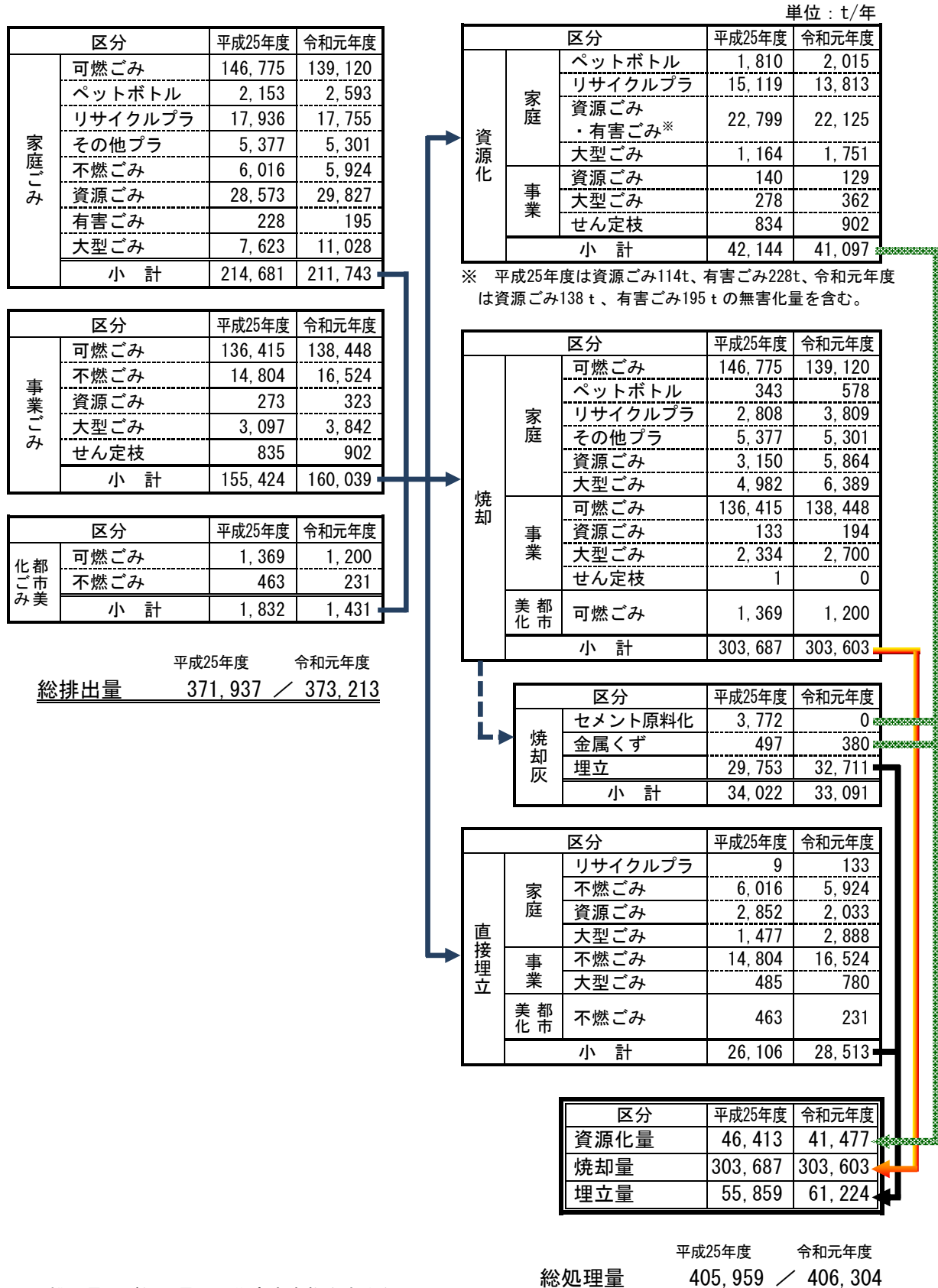
表5 最終処分場の概要

名称	所在地	受入予定時期	廃棄物容量
玖谷埋立地	安佐北区安佐町 ①	平成 2年4月～ 令和4年度初頭	約350万 m ³
恵下埋立地（仮称） 【整備中】	佐伯区湯来町 ②	令和4年度初頭～ （約30年間）	約160万 m ³

2 ごみ排出・処理等の状況

(1) ごみ排出・処理実績

図6 ごみ排出・処理実績（平成25年度・令和元年度）



(2) ごみ排出の状況

ア ごみ排出量の長期的推移

昭和50年に「ごみ非常事態宣言」を発し、翌年の昭和51年から全国に先駆けて家庭ごみの5種類分別収集を実施するなど、市民の協力のもとにごみの減量を推進した結果、昭和50年代の本市のごみ排出量は年間30万t前後で推移していました。

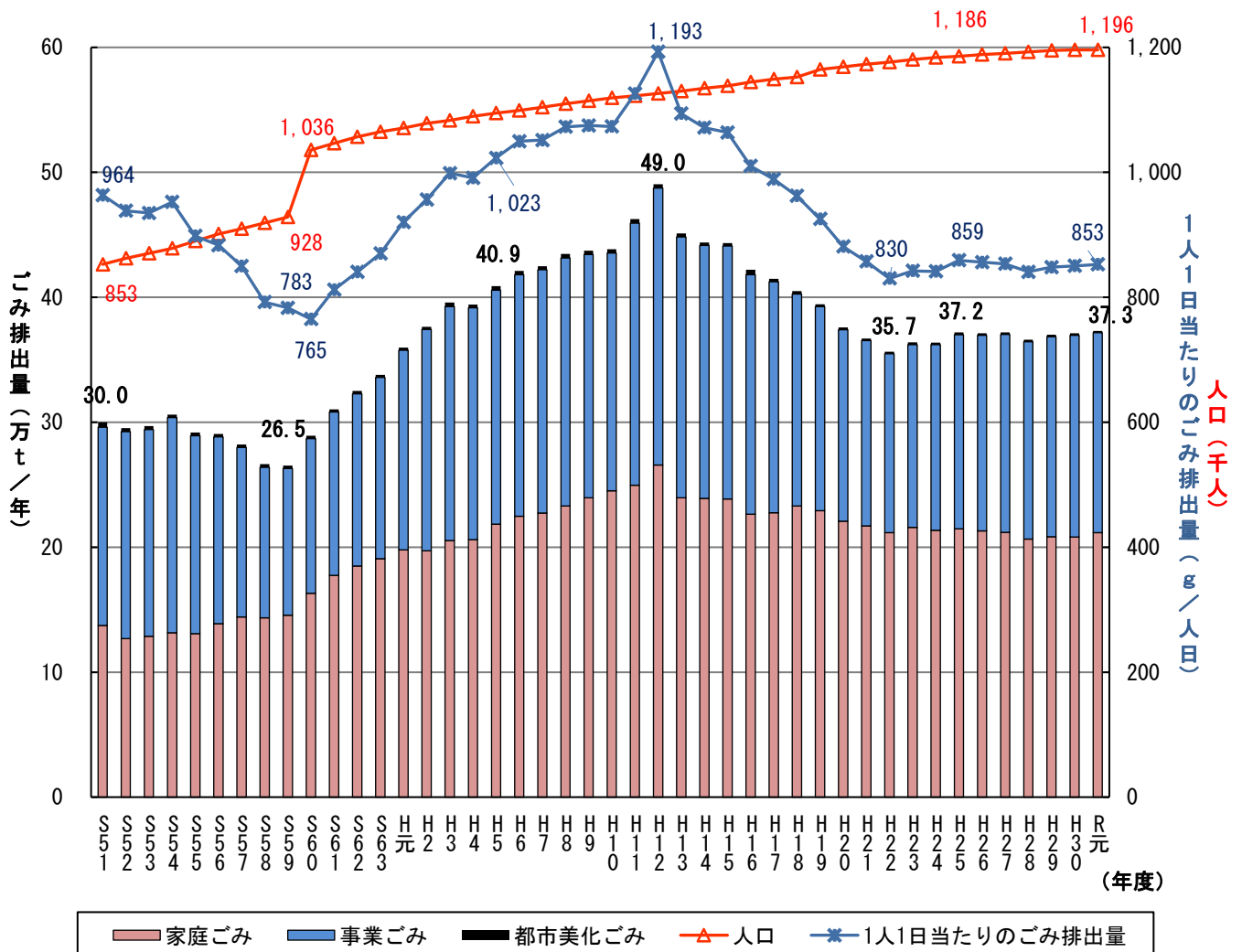
しかし、昭和60年代からは、生産・消費の拡大や消費者意識の変化などにより、ごみ排出量は急増傾向に転じ、平成5年度には40万tを突破しました。

その後、大型ごみ収集運搬手数料導入前の駆け込み排出などにより、ピーク時の平成12年度には、ごみ排出量は49.0万tになりました。

平成16年度からの家庭ごみの8種類分別収集の実施や、平成17年10月からの事業ごみ有料指定袋制度の導入などにより、ごみ排出量は減少傾向にありましたが、平成23年度から微増傾向に転じ、平成25年度は37.2万tでした。

その後、本計画に基づき各種施策に取り組んだ結果、ごみ排出量は減少傾向となりましたが、平成29年度に再び微増傾向に転じ、令和元年度は37.3万tになっています。

図7 ごみ排出量の推移

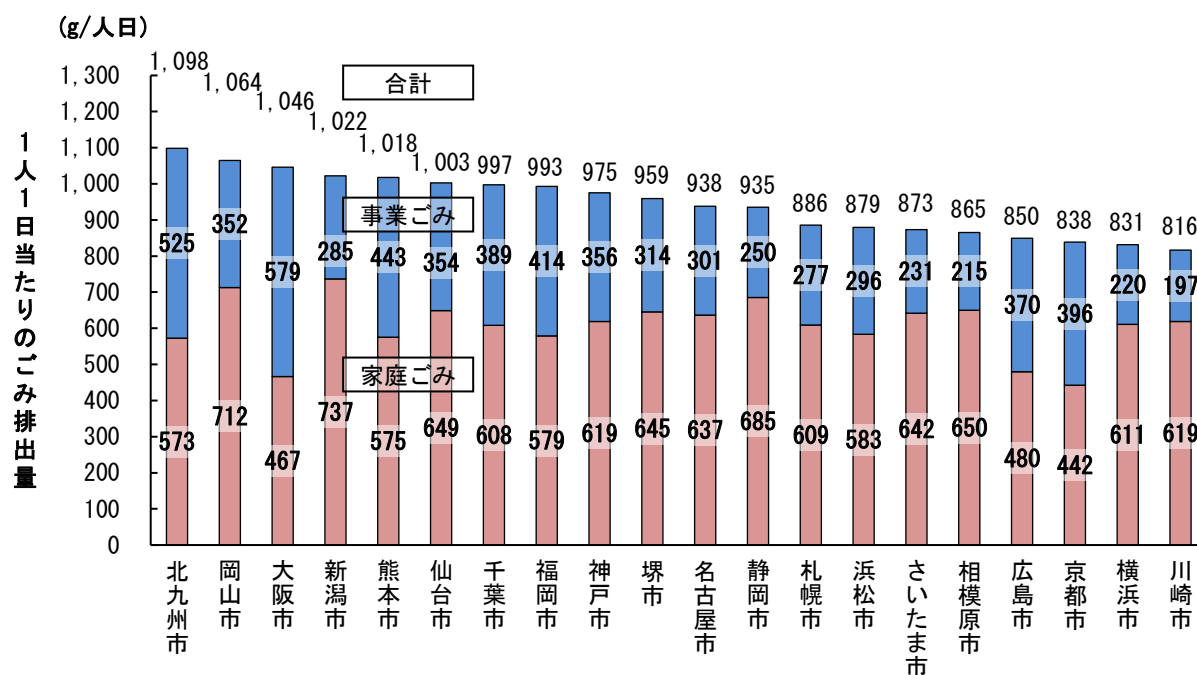


イ 1人1日当たりのごみ排出量

本市のごみ排出量を1人1日当たりの量に換算すると、平成30年度実績では、家庭ごみが477g、事業ごみが370g、都市美化ごみが3gで、合計850gでした。

また、市民・事業者の協力を得ながらごみの減量に取り組んできた結果、本市の1人1日当たりのごみ排出量は、平成17年度から平成28年度まで政令指定都市の中で最少となり、平成29年度、平成30年度も低い水準を維持しています。

図8 政令指定都市の1人1日当たりのごみ排出量（平成30年度）



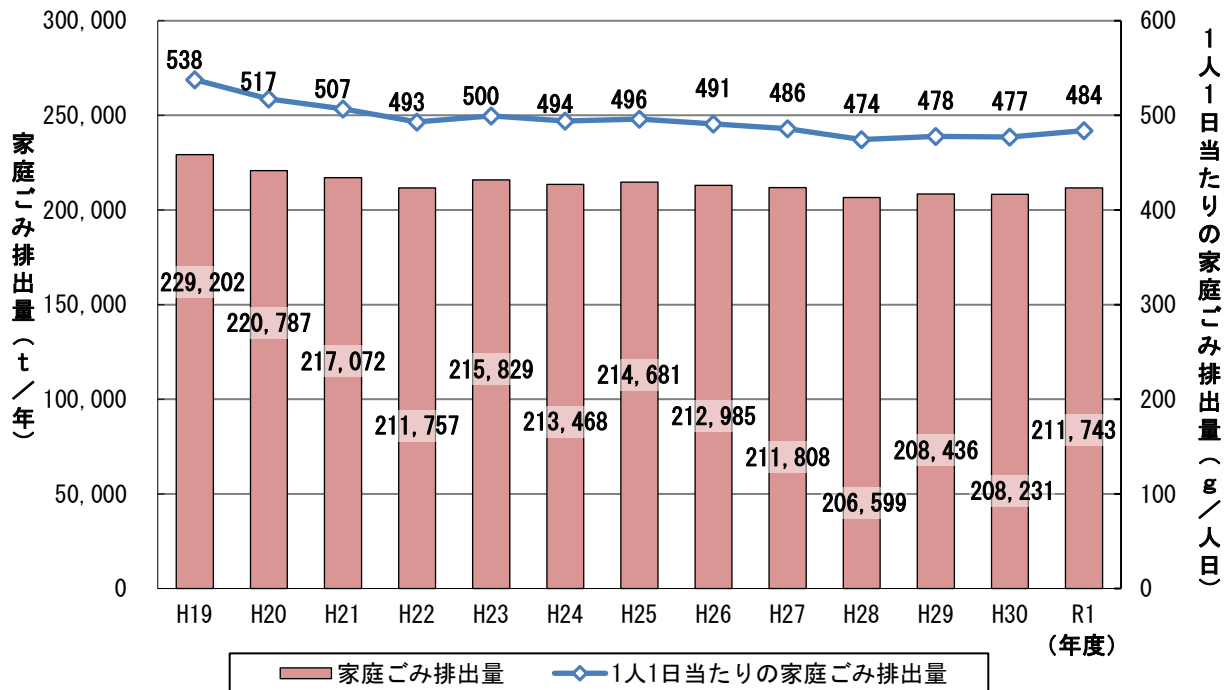
出典：平成30年度 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

注：広島市の家庭ごみ量は都市美化ごみ量を含んだ値である。

ウ 家庭ごみ排出量の推移

本市の家庭ごみ排出量は、平成19年度の229,202tから平成28年度の206,599tまで約10%減少しましたが、平成29年度から増加傾向に転じ、令和元年度は211,743tになっています。

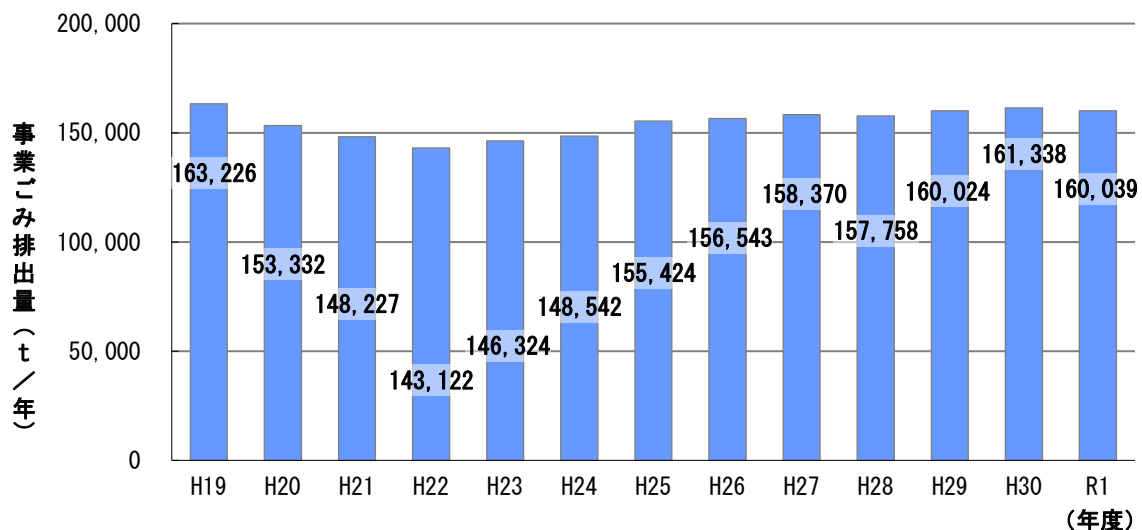
図9 家庭ごみ排出量の推移



エ 事業ごみ排出量の推移

本市の事業ごみ排出量は、平成22年度以降増加傾向であり、平成22年度の143,122tから令和元年度の160,039tまで約12%増加しました。

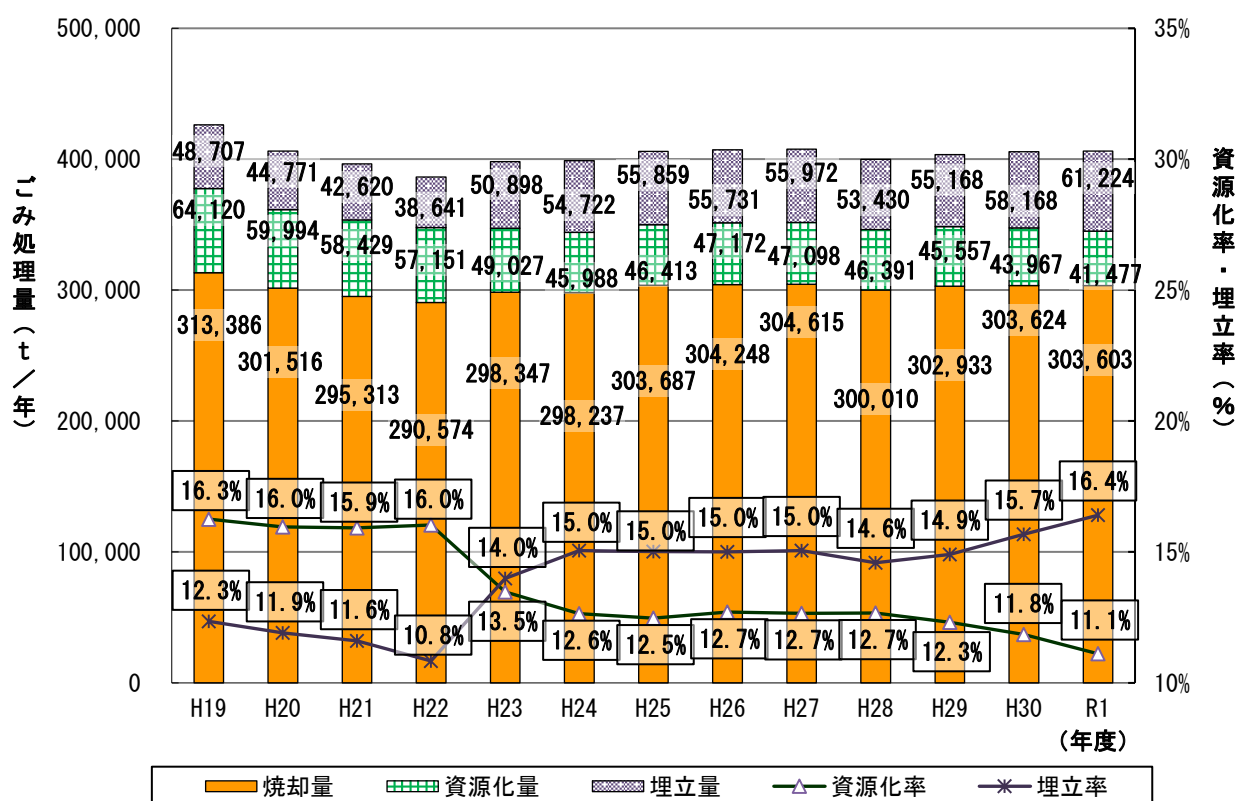
図10 事業ごみ排出量の推移



(3) ごみ処理量の推移

本市のごみ処理量の内訳の推移を見ると、中工場の灰溶融設備（焼却灰を資源化する設備）が火災事故により稼働を停止（平成23年4月）したこと等から、資源化量が低下するとともに、埋立量が増加しています。焼却量は近年、ほぼ横ばいで推移しています。

図11 ごみ処理量の推移



※ 資源化率及び埋立率は、ごみ排出量に対する割合

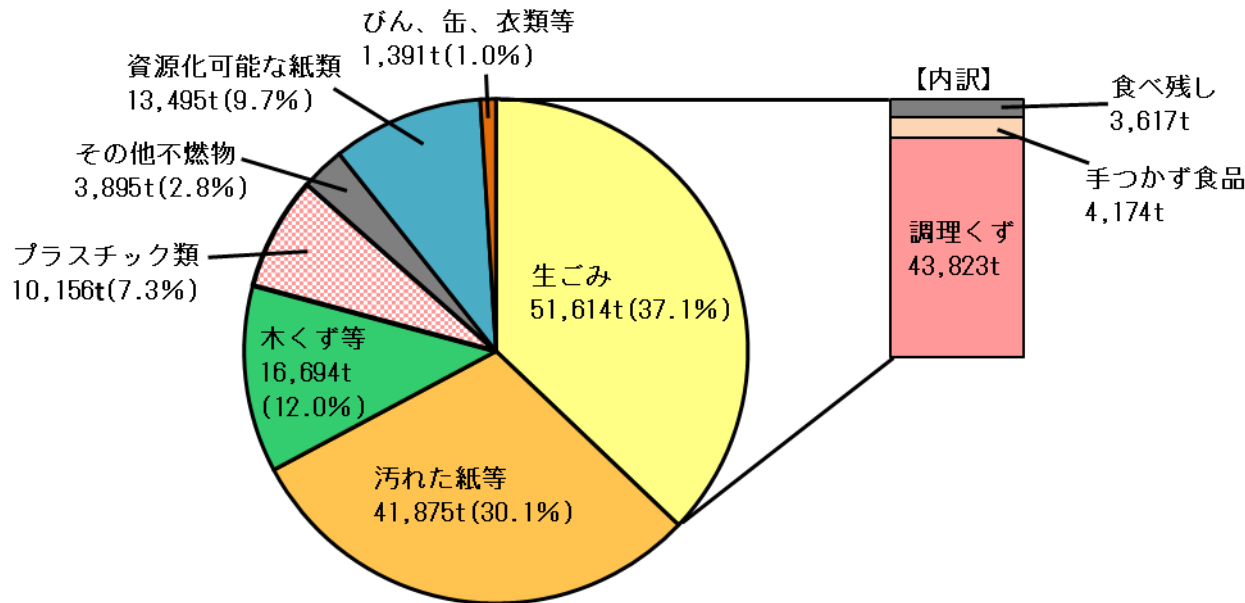
(4) 可燃ごみの組成

ア 家庭系可燃ごみの組成

家庭系可燃ごみの組成を見ると、生ごみ（調理くず、手つかず食品、食べ残し）と汚れた紙等の割合が高く、この2項目で約7割を占めています。

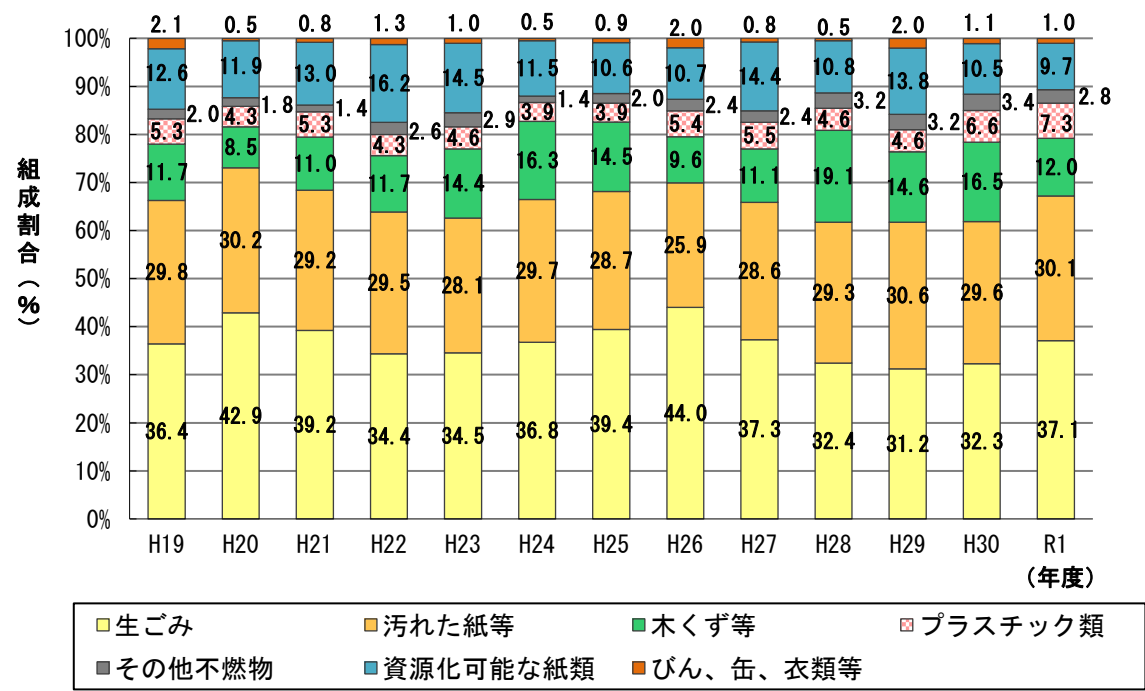
また、資源化可能な紙類が依然として約1割混入しています。

図12 家庭系可燃ごみの組成（令和元年度）



注：ごみ組成分析調査により得られた組成割合により、ごみ量を推計した。

図13 家庭系可燃ごみの組成の推移



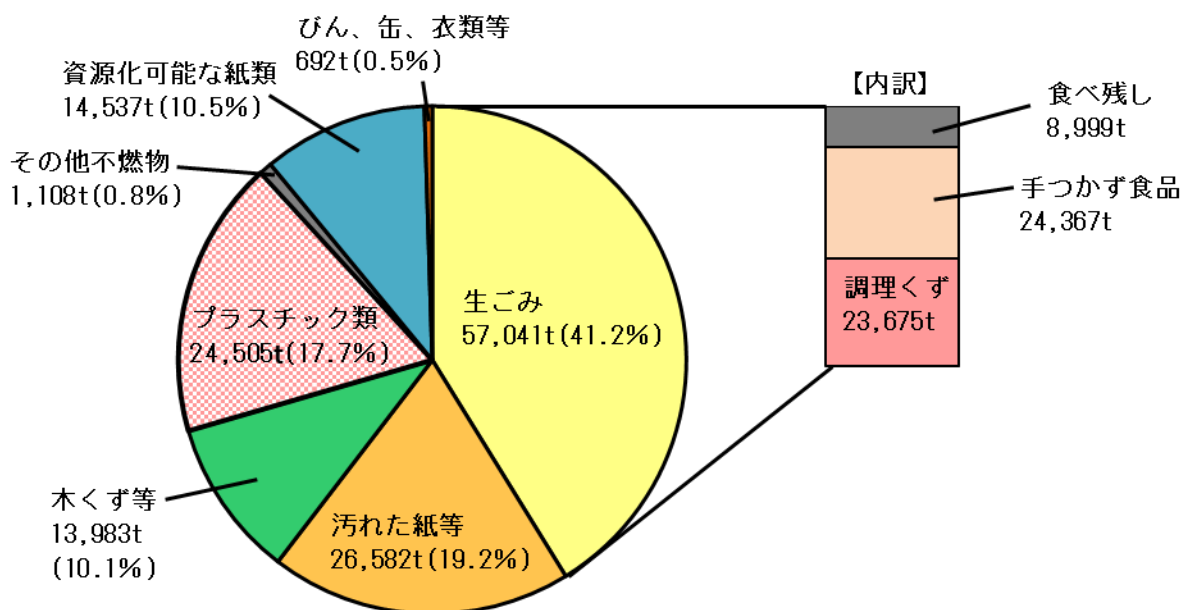
イ 事業系可燃ごみの組成

事業系可燃ごみの組成を見ると、家庭ごみと同様に、生ごみと汚れた紙等の割合が高く、この2項目で約6割を占めています。

資源化可能な紙類は、減少傾向となっていますが、依然として約1割混入しています。

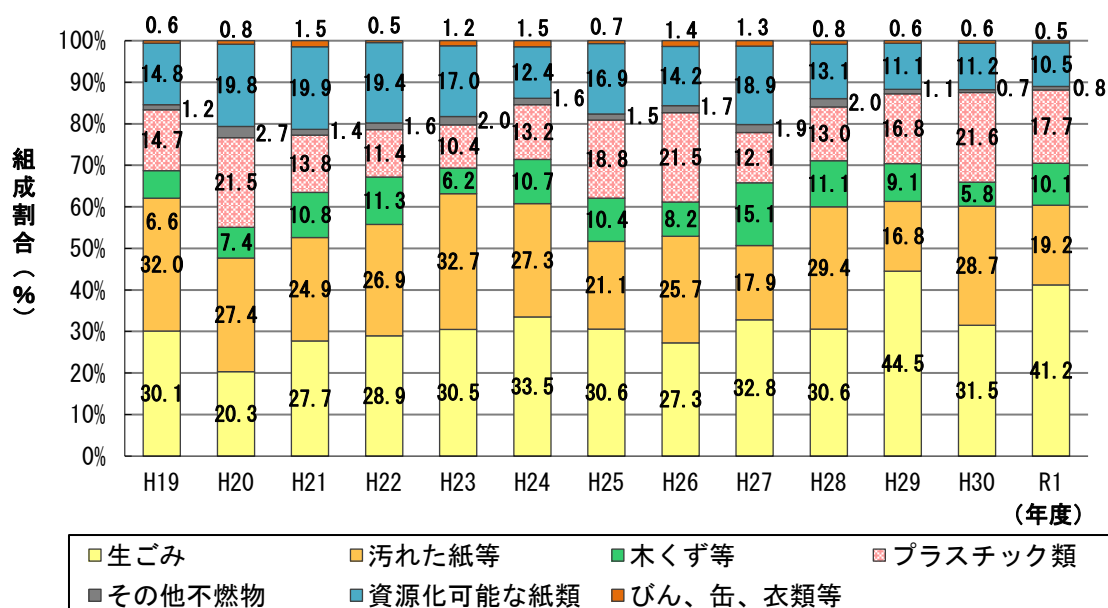
また、プラスチック類の混入割合が17.7%と、家庭ごみより高くなっていることが分かります。

図14 事業系可燃ごみの組成（令和元年度）



注：ごみ組成分析調査により得られた組成割合により、ごみ量を推計した。

図15 事業系可燃ごみの組成の推移



(5) ごみ処理費の推移（企業会計的手法により算出）

本市の令和元年度のごみ処理費は約158億円で、1人当たりに換算すると、約13,248円でした。

なお、平成24年度まで減少傾向でしたが、平成25年度から稼働を開始した安佐南工場の整備費用（減価償却費）が加算されたため焼却費が増加しました。

また、平成30年度末で安佐北工場が稼働停止となり、3工場体制に移行したため、令和元年度のごみ処理費は平成30年度より約8億円の減少となっています。

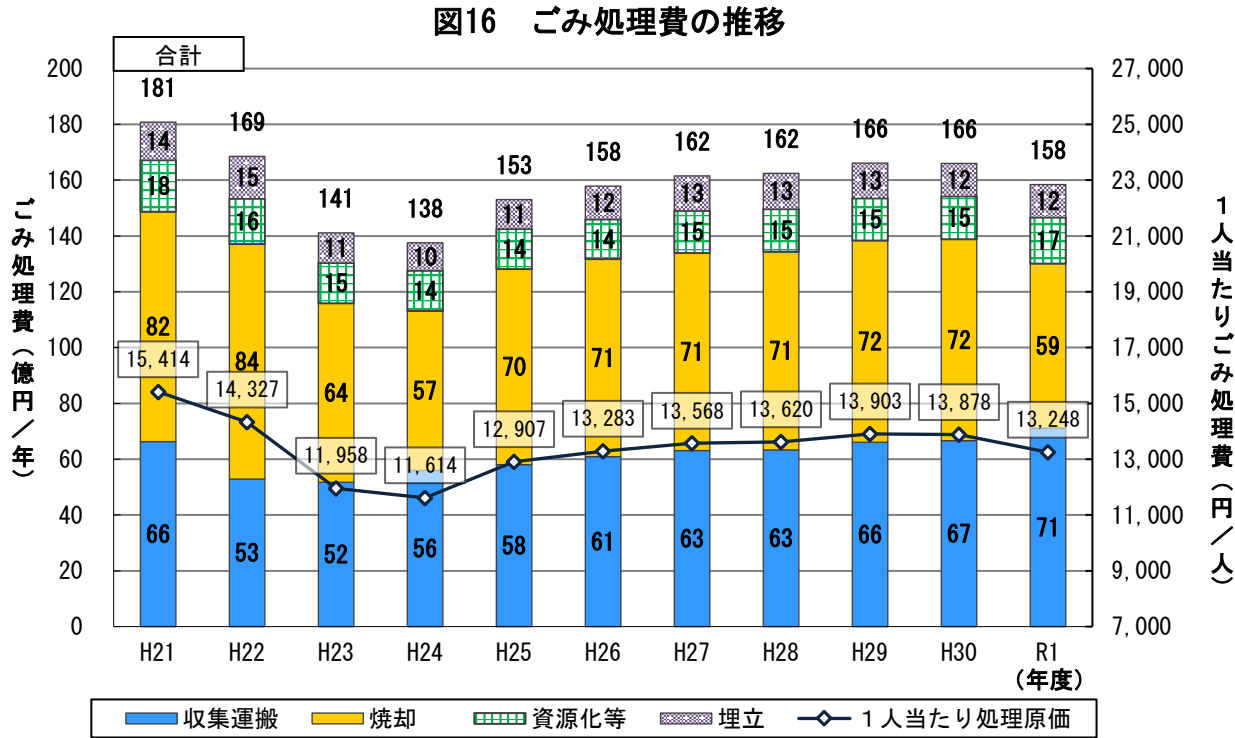
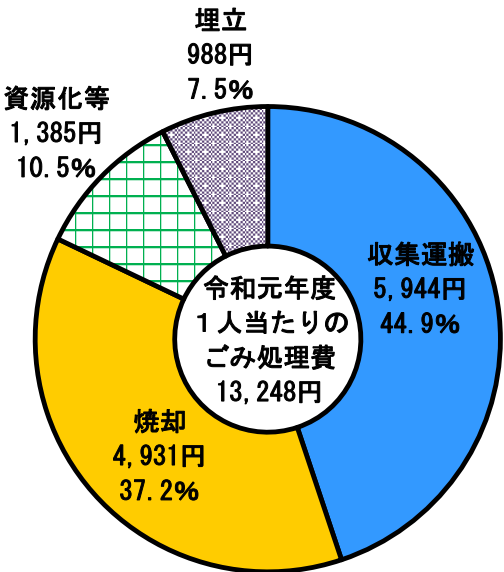


図17 1人当たりのごみ処理費（令和元年度）



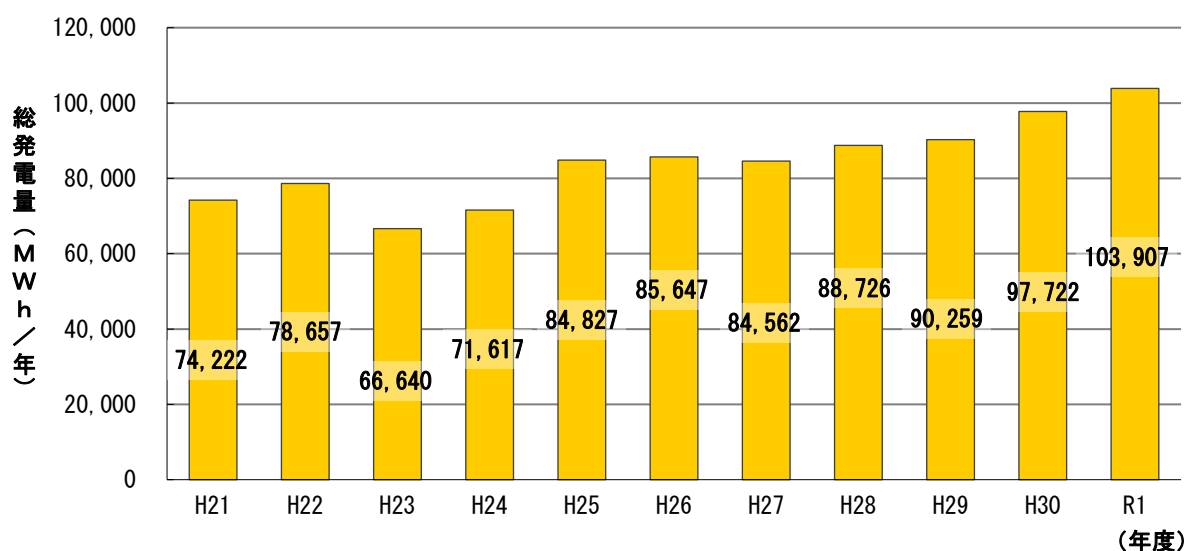
(6) ごみ焼却発電量の推移

本市の焼却施設では、ごみを焼却する際に発生する熱によって蒸気を作り、発電を行う「ごみ焼却発電」を行っています。発電した電気は、工場内等で使用し、余った電気は電気事業者に売却しています。

令和元年度の総発電量は103,907MWh（メガワットアワー）で、これは一般家庭約23,400世帯が1年間に使用する電力量に匹敵します。

なお、令和元年度における余剰電力の売却収入は、約7.9億円でした。

図18 ごみ焼却発電量の推移

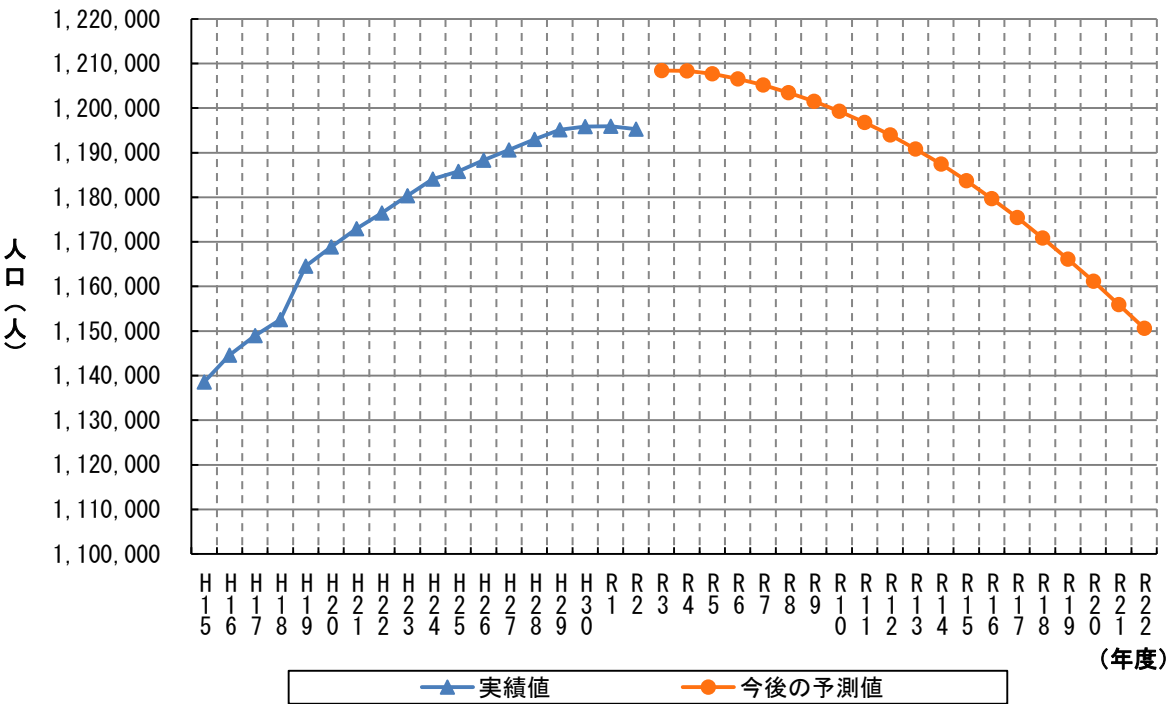


3 将来予測

(1) 人口の将来予測

本市の将来人口については、「第6次広島市基本計画」（令和2年6月策定）において、令和2年（2020年）の120.8万人をピークに、令和12年（2030年）には119.4万人、令和22年（2040年）には115.1万人と年々減少していくと予測しています。

図19 人口の将来予測



注1：実績値は各年9月末現在の住民基本台帳登録による人口である。
 注2：今後の予測値は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（平成30年3月推計）の5年ごとの推計人口をもとに、5次曲線で近似した値を用いて推計した。

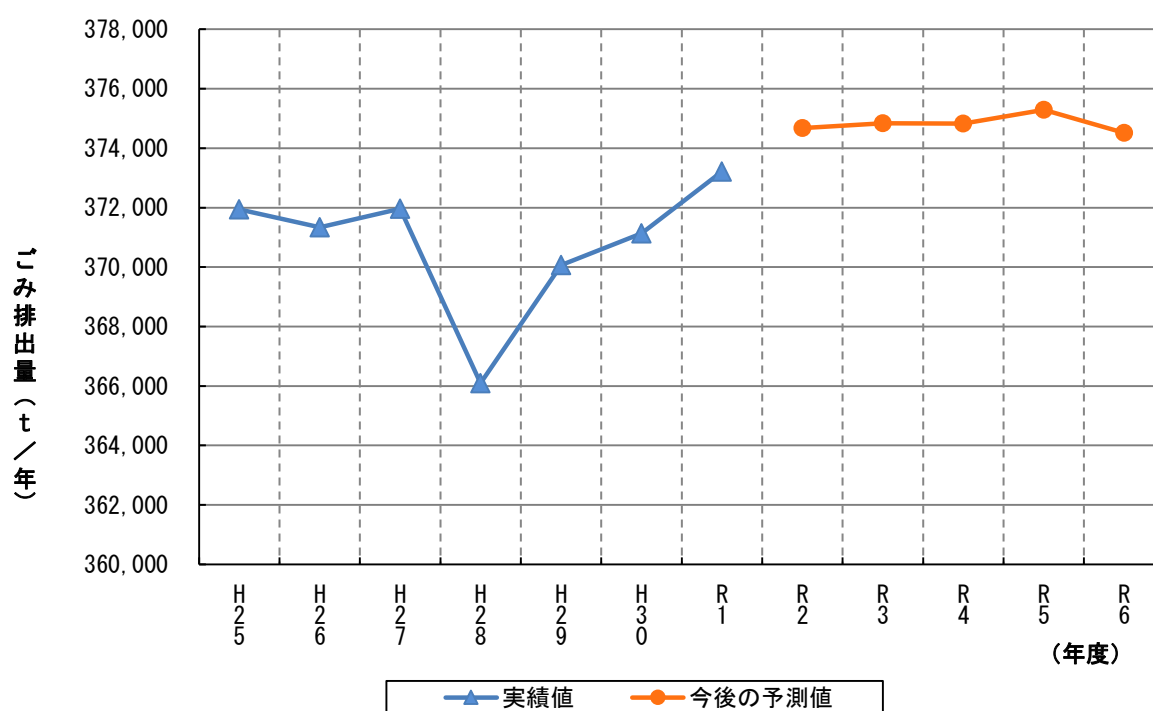
(2) ごみ排出量の将来推計

本計画に掲げる施策を実施しないとした場合の本市におけるごみ排出量の推移について、次の条件のもと推計しました。

- ア 家庭ごみ排出量は、令和元年度の1人1日当たりの家庭ごみ排出量に予測人口を乗じて算出
- イ 事業ごみ排出量は、人口の増減によって大きく変動するとは考えにくく、今後の経済活動を予測することが困難であるため、令和元年度の排出量が横ばいで推移するとして算出

その結果、本市のごみ排出量はほぼ横ばいで推移する見込みとなります。

図20 ごみ排出量の将来推計



注：今後の予測値は、19ページの「図19 人口の将来予測」の推計人口を用いて算出しており、実績値との乖離が生じている。

4 社会情勢の変化に伴う課題等への対応

(1) 食品ロス※について

国の推計によると、日本国内の食品ロス量は年間約612万 t（平成29年度推計）とされており、国民1人当たりに換算すると1日約132 g、茶碗約1杯分のご飯の量に相当します。

世界では飢えや栄養不足で苦しんでいる人々が約8億人以上いると推計されており、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、「2030年までに小売・消費者レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」ことが目標の一つに掲げられるなど、食品ロスの削減は世界的に重要な、喫緊の課題となっています。

また、国においても、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定しました。この法律により、食品ロスの削減は、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組と定義され、市民・事業者・行政が相互に連携を図りながら取り組むことにより、「国民運動」として総合的に推進することが求められています。

※ 「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことをいい、本市では、可燃ごみの組成分析調査結果において「手つかず食品」及び「食べ残し」に分類されたものを「食品ロス」に該当するものとしています。

(2) プラスチックごみについて

プラスチックは私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしていますが、不適正な処理により、世界全体で年間数百万 t を超えるプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していると推計され、近年、海洋に流出したプラスチックごみやマイクロプラスチック※による生態系への悪影響が国際的な問題となっています。

また、アジア各国による廃棄物の禁輸措置により、国内で廃プラスチックの処理が逼迫しており、国内処理体制の増強が求められています。

国は、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、プラスチックごみ問題に対処するための取組を強化しています。その取組の一環として、令和2年7月からレジ袋有料化義務化を実施し、消費者のライフスタイル変革を促すこととしました。

こうした中、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、フェイスシールド、手袋、ビニール袋などの衛生目的を中心としたプラスチックの果たす役割が再認識

されるとともに、テイクアウトやデリバリーの利用が増え、使い捨てプラスチック製容器包装の排出量が増加するなど、プラスチックごみ排出実態の変化も生じており、こうした状況を踏まえつつ、循環システムを構築していくことが必要です。

※ マイクロプラスチックとは、紫外線などにより分解され、大きさが5mm以下になった小さなプラスチックをいいます。

(3) 高齢化社会の進展について

日本は世界で最も高齢化が進んだ超高齢社会を迎えています。本市の人口ビジョン（令和2年7月改定版）における将来推計でも、高齢化率が2010年の20.2%から、2030年には27.9%、2060年には34.5%となり、3人に1人以上が高齢者となることが予測されるとしています。

高齢者のみの世帯・単身世帯の増加により、ごみの分別やごみ出しが困難になる高齢者が増えてくることが想定されます。

また、高齢化社会の進展に伴い、ごみステーションの運営や集団回収等の実施が困難な地域が増加するなどの問題も懸念され、高齢者の生活環境の向上や見守りの観点からも、福祉部門と連携した支援が必要です。

(4) 市民の意識、ライフスタイルの変化について

我が国では、就業構造や家族形態の変化などにより、個人の価値観・ライフスタイルの多様化が進んでいます。友人と家や食事や必要なモノをシェアしながら暮らしたり、必要最小限のモノだけで工夫して暮らしたり、モノの所有にこだわらずに日々の生活を楽しむ多様なライフスタイルが生まれています。

また、同時に、スマートフォンの普及などにより、通信販売の利用が拡大し、必要なモノを安く手軽に購入することができるようになり、短い期間で新しい商品に買い換える傾向も見られます。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新しい生活様式や働き方の変化が生まれています。

このような意識やライフスタイルの変化は、ごみ処理分野にも少なからず影響があり、これらを踏まえた対応が求められます。

5 現状を踏まえた課題の整理

(1) ごみの減量とリサイクルについて

- 環境負荷を低減するため、ごみ排出量を更に削減する必要があります。
- 安定的なごみ処理体制を維持する観点から、焼却量及び埋立量を削減する必要があります。
- 環境学習の充実などにより、市民の環境意識を向上させる必要があります。
- 本市が処理するごみの量を減らすため、民間でのリサイクルを促進する必要があります。
- エネルギーの循環利用や埋立量削減の観点から、サーマルリサイクル（ごみ焼却発電）を引き続き推進していく必要があります。
- 家庭ごみ、事業ごみそれぞれの可燃ごみのうち、多くの割合を占める生ごみを減量するとともに、食品ロスを削減していく必要があります。また、依然として約1割含まれている資源化可能な紙類の分別徹底を推進する必要があります。
- 使い捨てプラスチック容器の購入、使用を抑制し、3R※を推進する必要があります。

※ 3Rとは、①発生抑制（リデュース(Reduce)）、②再使用（リユース(Reuse)）、③再生利用（リサイクル(Recycle)）の3つの頭文字をとったもので、循環型社会構築に関するキーワードです。（26ページ参照）

(2) ごみ処理体制について

ア 焼却施設の整備等

- 令和元年度に移行した3工場体制を持続的なものとするため、老朽化が進行している南工場を、令和10年度の稼働開始を目指して建替える必要があります。
- 焼却施設を長寿命化するため、設備を適切に維持管理・補修するとともに、コスト面を考慮しつつ、大規模改修工事による延命化を図る必要があります。
- 大規模災害発生時の対応も想定した上で、安定的な焼却体制を維持していくため、焼却量を削減する必要があります。

イ 最終処分場の整備等

- 令和4年度初頭で受け入れを終了する予定の玖谷埋立地を適切に運営する必要があります。
- 玖谷埋立地の後継となる恵下埋立地（仮称）を、令和4年度初頭からの受入開始に向け、計画的に整備する必要があります。
- 恵下埋立地（仮称）において、計画どおり、約30年間の受け入れを行うため、埋立量を削減する必要があります。さらに、災害発生時のための予備容量を確保しておく必要があります。
- 玖谷埋立地の跡地について、有効利用を検討する必要があります。

ウ その他施設の整備等

- 平成4年稼働開始の安佐南工場大型ごみ破碎処理施設を更新する必要があります。
- 廃止したごみ処理施設の取扱いについて、検討する必要があります。

エ 大規模災害に備えたごみ処理体制

- 大規模災害発生時においても迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制を構築する必要があります。

オ ごみの広域処理体制

- ごみ処理施設の集約化等によって環境負荷・財政負担を低減し、大規模災害により発生する大量の災害廃棄物の処理に対応するため、ごみ処理に係る近隣自治体等との広域的な連携を推進する必要があります。

(3) 分別区分・収集運搬体制について

ア 分別区分等

- 国の法制定・改正の動向を注視し、本市の地域特性を踏まえた上で、必要に応じ、分別区分を見直す必要があります。
- 全市的な焼却施設の処理能力を見極めた上で、分別する手間の軽減や収集運搬の効率化の観点から、家庭系「その他プラ」及び事業系「プラスチックごみ」をそれぞれ「可燃ごみ」に統合することについて、検討する必要があります。

その際は、現在、国において使用済プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化が検討されており、国の動向を注視しながら検討を進めます。

イ 収集運搬体制等

- 収集運搬の効率化を図るとともに、収集運搬業務委託の契約方法の見直しによる収集運搬業務の確実な履行を促進します。
- 町内会・自治会への加入率の低下などによって戸別収集が増加し、収集効率の低下が懸念されることから、ごみ置き場のステーション[※]化を進める必要があります。
- ※ ごみステーション：ごみボックス、防水シート、カラスよけネット等を使用し、ステーション方式（10世帯程度のごみを1箇所にとめる方式）による回収を行っているごみ置き場
- 大型ごみの自己搬入を希望する市民の要望への対応や、自己搬入車両の集中による交通渋滞等の解消のための方策を検討する必要があります。
- 資源ごみの持ち去り行為による問題を早期に解決するため、持ち去り行為を防止するための対策を検討、実施する必要があります。
- 高齢者などごみを自ら排出することが困難な市民を支援するための方策を福祉部門と連携して検討する必要があります。

(4) ごみ処理コストについて

- ごみの減量・資源化やごみ処理事業の効率化などにより、収集・焼却・資源化等・埋立の各部門にかかるごみ処理費用を削減する必要があります。
- 施設整備や施策の実施に当たっては、必要性や有効性のみならず、費用対効果を考慮する必要があります。

(5) まちの美化について

- まちの環境美化の観点から、ごみのぼい捨てや不法投棄を防止するとともに、清掃美化活動を推進する必要があります。

第3章 基本理念・基本方針

1 基本理念：『ゼロエミッションシティ広島の実現』

本市が目指すゼロエミッションシティは、市民・事業者・行政の協働により、ごみの発生を極力抑制し、発生したごみは、経済的、技術的に可能な限り資源として有効に循環利用し、最後に残った利用できないごみは適正に処分することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される美しく魅力あふれる都市です。

本市では、本計画に掲げる施策を市民・事業者・行政が一体となって更に推進し、ゼロエミッションシティ広島の実現に向け、挑戦を続けていきます。

2 基本方針

ゼロエミッションシティ広島の実現に向けた基本方針として、次の五つを掲げ、各施策を展開していきます。

(1) 市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進

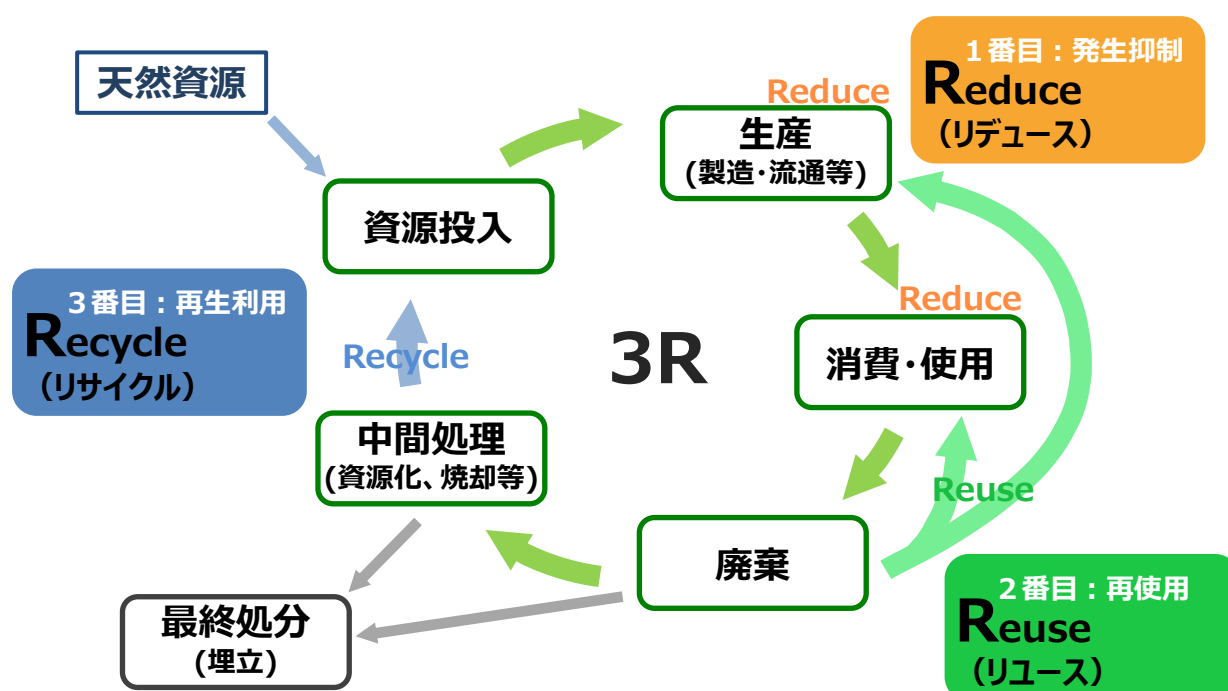
広報・普及啓発・環境学習の充実などにより、市民一人一人の環境意識を高めます。また、市民・事業者・行政の三者が相互に協力・連携しながら資源の循環システムの構築やごみの減量・リサイクル（3Rの取組）に積極的に取り組むことにより、循環型社会の形成を更に推進します。

減量目標の達成に向け、ごみの排出量、焼却量、埋立量を計画的に削減し、環境負荷を更に低減します。

<関連するSDGs>



図21 循環型社会（3Rの取組）のイメージ



(2) 安定的なごみ処理体制の確保

ごみ処理施設を適切に管理・運営するとともに、施設整備を計画的に進め、ごみ処理過程において環境負荷の低減とコスト削減を実現しつつ、災害に強く安全で安定したごみ処理体制を構築します。

また、ごみ処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減や、災害対応の観点から、ごみ処理に係る近隣自治体等との連携を推進します。

<関連するSDGs>

**(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築**

ごみの分別区分・収集運搬体制を、少子高齢化や、新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式などの社会情勢の変化、多様化する市民のニーズ、国の法制度等に適切に対応した形に再構築し、ごみの適正処理や市民サービスの向上を図ります。

また、収集運搬の効率化などにより、温室効果ガスを削減します。

<関連するSDGs>

**(4) コストの削減**

ごみの減量・資源化やごみ処理事業の効率化などにより、ごみ処理費用の削減を図ります。

また、施設整備や施策の実施に当たっては、将来に過大な負担を残すことのないよう、コスト意識を常に持ち続け、限られた財源の効果的な活用を図ります。

<関連するSDGs>

**(5) ごみのないきれいなまちづくりの推進**

市民が広島に愛着や誇りを持ち、来広者がまた来てみたい、住んでみたいと感じる「世界に誇れるまち」の実現を目指して、市民が主体となったボランティア清掃などの定着や、来広者が美化推進区域※において快適に過ごせる環境づくり等を推進します。

※ ばい捨てや落書きなどの美観を害する行為を防止することが特に必要であると認められる地域

<関連するSDGs>



3 市民・事業者・行政の役割

「ゼロエミッションシティ広島」の実現は、地域社会全体で取り組むべき課題です。「市民」、「事業者」、「行政」の各主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して取り組むことにより、ごみの発生抑制及び資源化を推進し、効率的で安定したごみ処理体制を維持していくことができます。

(1) 市民の役割

- 一人一人がごみの排出者としての自覚・責任を持ち、主体的にごみの減量、リサイクルに取り組む。
- 資源物の集団回収やボランティア清掃など、地域での活動に積極的に参加・協力する。

(2) 事業者の役割

- 生産・流通・販売等の各段階で、製品やサービスがごみを生まないように配慮する。
- 再生利用をしやすい製品の開発・製造を行うとともに、拡大生産者責任の考えに基づき、使用済製品の回収やリサイクル、適正処理に努める。
- 排出者責任に基づき、ごみを出さない事業活動やリサイクル、ごみの適正処理を計画的に推進する。

(3) 行政（市）の役割

- 情報提供や環境学習・普及啓発の推進により、市民・事業者のごみ問題や環境問題に対する関心と具体的な行動をより一層呼び起こす。
- 市民・事業者の自主的な取組をコーディネーターとして支援・促進する。
- 新たなリサイクル技術等の研究やモデル事業の実施などを行うことにより、様々な分野・業種が連携した資源循環型の社会システムを構築する。
- 温室効果ガスの削減など、環境負荷の低減を念頭に、災害に強く、効率的で安定したごみの収集運搬・処理体制を構築する。
- 市民ニーズに対応した効率的で安定したごみの収集運搬体制を持続可能なものとするため、民間事業者などとの連携強化、人材の確保や育成、業務の合理化を図る。
- ごみの排出者として、率先してごみを出さない事業活動を推進する。

第4章 計画期間と減量目標

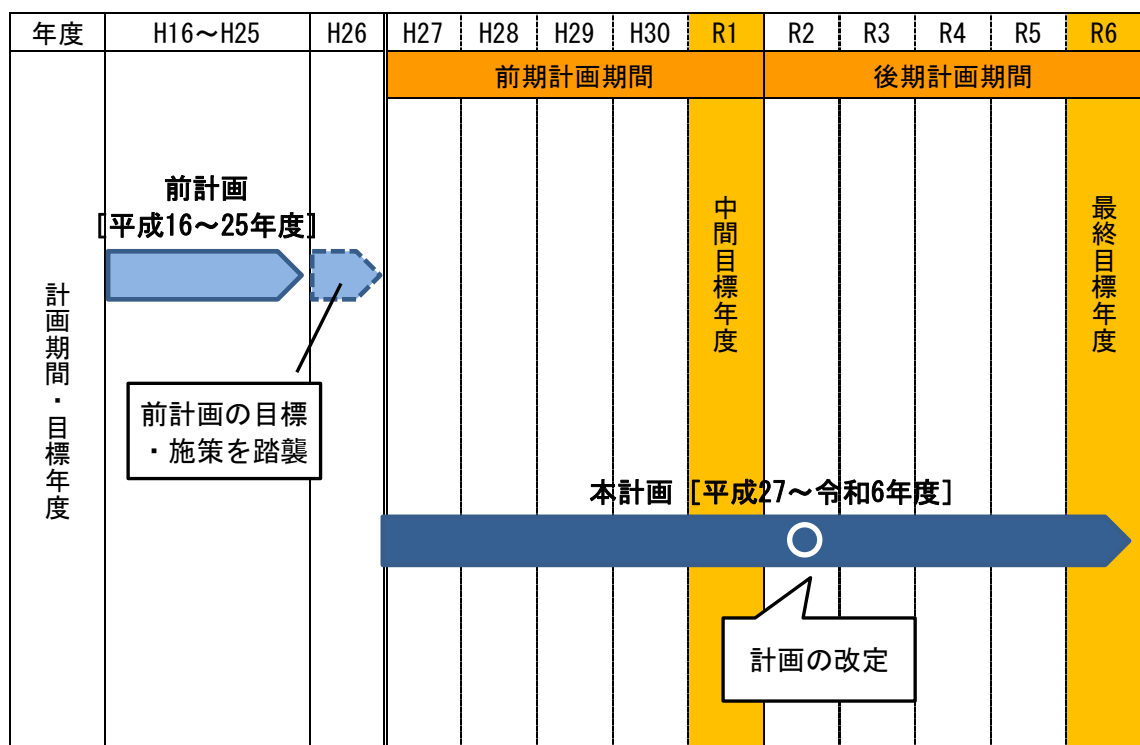
1 計画期間と目標年度

本計画の計画期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間としています。

計画期間を前期と後期の2期に分け、令和元年度を中間目標年度、令和6年度を最終目標年度とし、この度（令和2年度）、前期計画期間の状況を踏まえ、計画の中間見直しを行いました。

なお、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合や減量目標を早期に達成した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

図22 計画期間と目標年度



2 前期の目標達成状況

本市では、5種類分別収集開始（昭和51年度）以降において、1人1日当たりのごみ排出量が最少であった昭和60年度の水準を目標とし、ごみ減量に取り組んできました。高い目標に向けて取り組んできた結果、目標達成までは至りませんでした。本市の1人1日当たりのごみ排出量は、平成17年度から平成28年度までは政令指定都市の中で最少となり、平成29年度以降も低い水準を維持（環境省 一般廃棄物処理実態調査結果）しており、一定の成果は出ています。

本計画では、「ゼロエミッションシティ広島」の実現に向け、環境負荷を更に低減するとともに、安定的なごみ処理体制を維持するため、基準年度を平成25年度とした次の減量目標を設定し、目標の達成に向けて各施策に取り組んでいます。

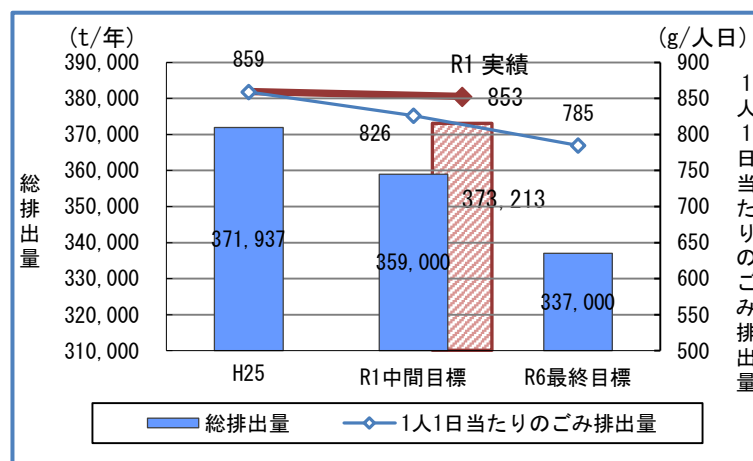
表6 減量目標

区分	基準	中間目標年度	最終目標年度
	平成25年度	令和元年度	令和6年度
目標1 排出量 1人1日当たりのごみ排出量	371,937t/年 859g/人日	359,000t/年 826g/人日	337,000t/年（約1割削減） 785g/人日（74g削減）
目標2 焼却量	303,687 t/年	298,000 t/年	285,000 t/年 （焼却施設稼働率約82%）
目標3 埋立量	55,859 t/年	49,000 t/年	40,000 t/年（約3割削減）

(1) 排出量

中間目標年度（令和元年度）における排出量の実績値は、目標値に対して14,213t多く、1人1日当たりごみの排出量は、目標値に対して27g多く、それぞれ目標値に達していない状況です。

図23 排出量の目標達成状況

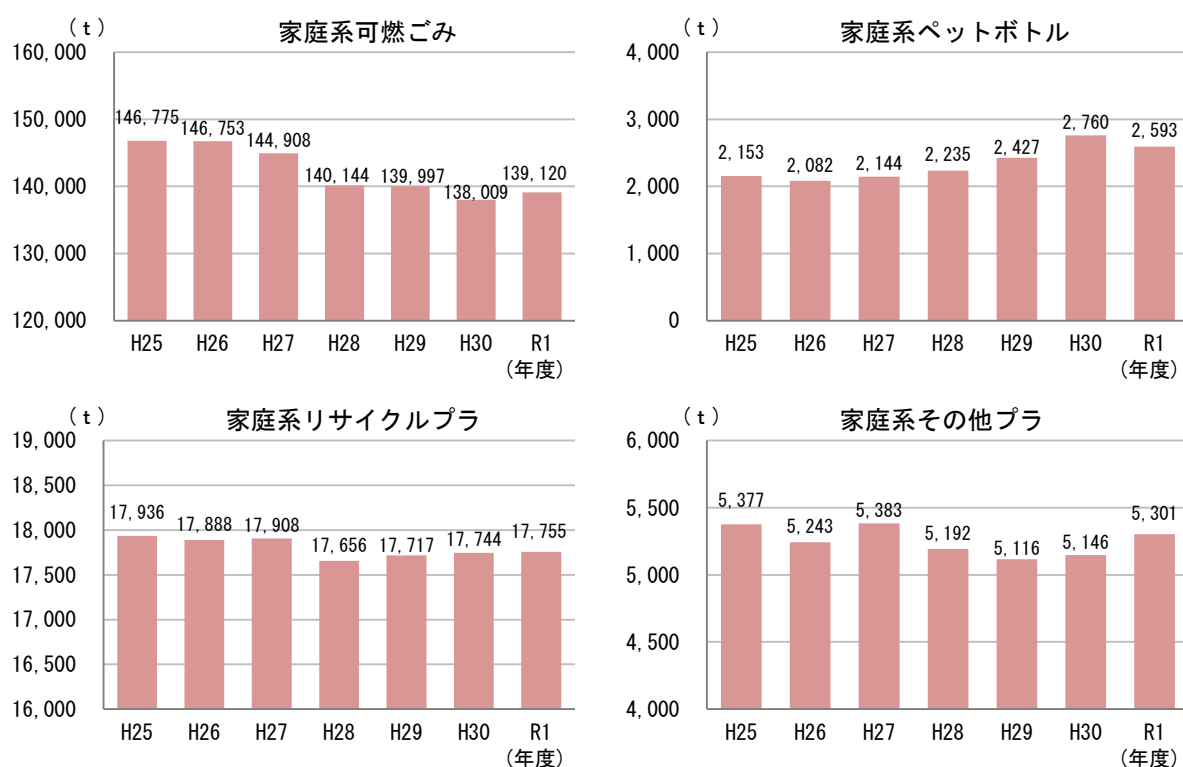


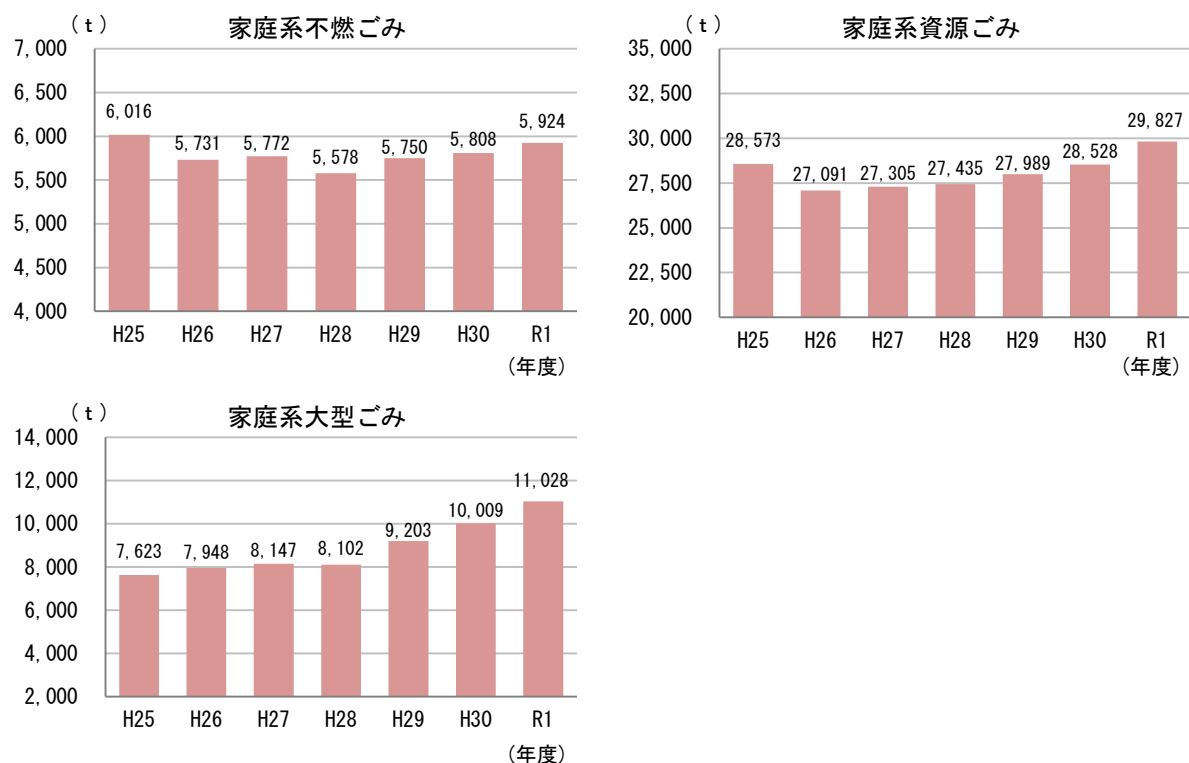
<家庭ごみ>

- 「可燃ごみ」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和元年度を除き、平成30年度までは、基準年度の平成25年度以降、毎年減少しています。これは、ごみの減量とリサイクルの推進に向けた各施策の成果と考えられます。

- ・ 「ペットボトル」は年々増加し、平成25年度と比較すると20.4%増となっています。その要因として、近年の猛暑によるペットボトル飲料の消費の増加やまとめ買いなどによる安価な購入などが考えられます。
- ・ 「リサイクルプラ」は、平成25年度以降減少傾向でしたが、平成29年度から増加に転じています。リサイクル可能な容器包装を使用した食品などを購入する機会の増加が考えられますが、適正な分別が進んできたことも要因の一つと考えられます。
- ・ 「その他プラ」は減少傾向でしたが平成30年度から増加に転じました。その要因として、安価なプラスチック製品の増加が考えられます。
- ・ 「不燃ごみ」は平成29年度から増加に転じ、令和元年度実績は、平成25年度から92tの減量に留まっています。近年のスマートフォンの普及などにより通信販売の利用が拡大し、小型電子機器等の購入機会が増えたことが要因の一つと考えられます。
- ・ 「資源ごみ」は年々増加しています。通信販売やテイクアウト、料理の宅配などに伴い梱包材が増加したことや、近年、資源物の引取り価格が下落していることにより、町内会等の集団回収による排出が減少し、市へ排出されるようになったことなどが要因と考えられます。
- ・ 「大型ごみ」は、平成29年度から年々増加しており、令和元年度実績は、平成25年度と比較すると44.7%増となりました。消費者動向が、「高価なものを長く大切に使用する傾向」から、安価で良質な商品の流通により、「短いスパンで新しい商品に買い換える傾向」へと変化し、廃棄される家電製品や家具類が増加したことが要因の一つと考えられます。

図24 家庭ごみの排出量の推移





＜事業ごみ＞

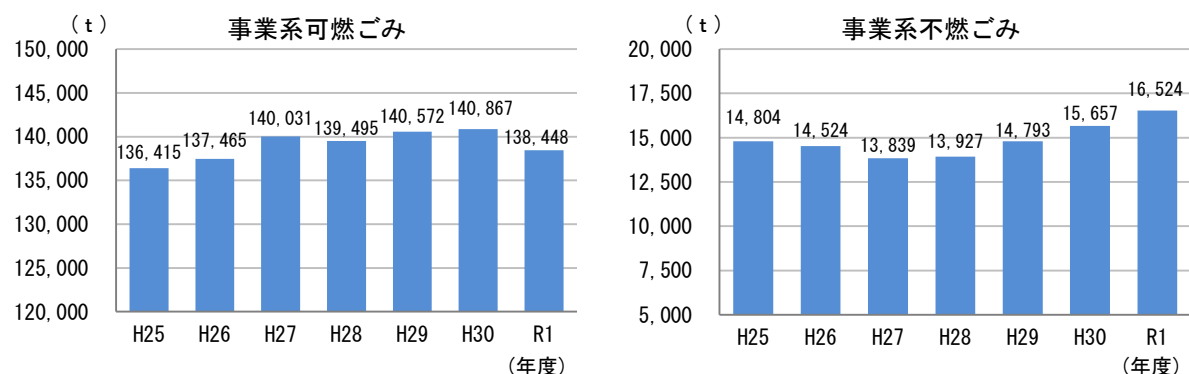
「可燃ごみ」、「不燃ごみ」とともに、令和元年度実績を基準年度の平成25年度と比較すると、いずれも増加となっています。これは、景気が回復傾向にあったことに伴い、市民の消費が拡大し、ごみ排出量も増加したことが考えられます。

また、可燃ごみの組成分析調査結果を見ると、紙おむつなどの汚れた紙ごみが多く、割合を占めており（16 ページ参照）、高齢化社会の進行とともに、医療・福祉系事業が拡大し、これらの事業者から排出されるごみが増加していることが考えられます。

なお、「不燃ごみ」については、令和2年度から市最終処分場における産業廃棄物の受け入れを停止したため、今後、減少が予想されます。

また、事業ごみは、新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の縮小の影響を受け、令和元年度末以降、排出量が大きく減少しています。今後の社会情勢の変化と合わせて、排出量の状況を注視していく必要があります。

図25 事業ごみの排出量の推移



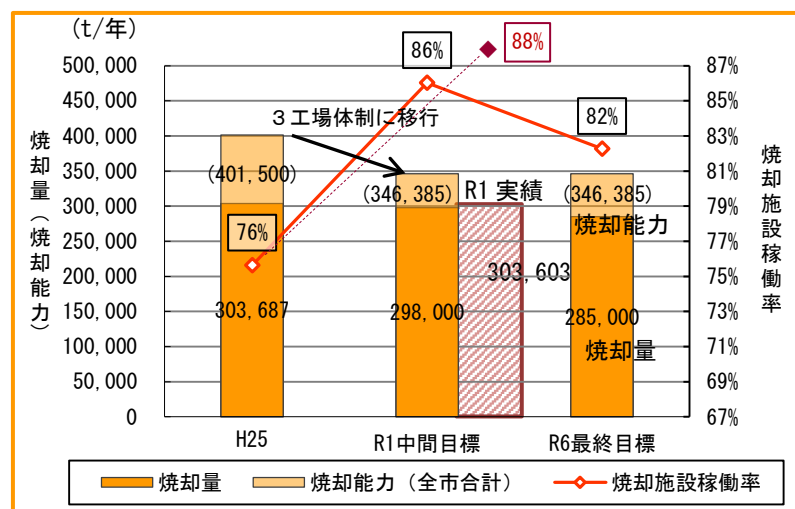
(2) 焼却量

中間目標年度（令和元年度）における焼却量の実績値は、目標値に対して 5,603 t 多くなりました。

区分別に見ると、家庭ごみに係る令和元年度の焼却量は、基準年度である平成 25 年度と比較すると 2,374 t 減となっています。これは、「可燃ごみ」排出量の減少に伴い焼却量が減少したものの、「資源ごみ」及び「大型ごみ」排出量の増加により、減少幅が小さくなっています。

事業ごみに係る令和元年度の焼却量は平成 25 年度と比較すると 2,459 t 増となっており、「可燃ごみ」排出量の増加が要因です。

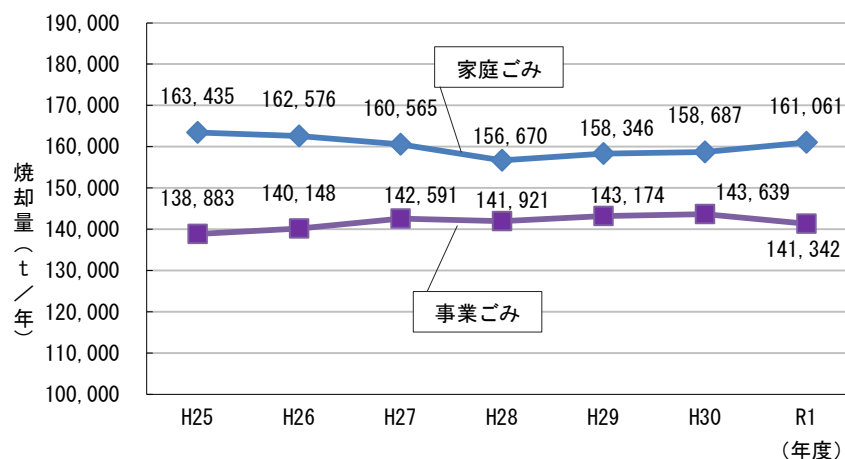
図26 焼却量の目標達成状況



注1：焼却能力は、全焼却施設をフル稼働（定期点検等に伴う休炉を除く。）させた場合の値である。

注2：焼却施設稼働率（%）＝焼却量（t）÷焼却能力（t）×100

図27 焼却量の区分別推移



(3) 埋立量

中間目標年度（令和元年度）における埋立量の実績値は、目標値に対して 12,224 t 多くなりました。

令和元年度の埋立量を区分別に見ると、基準年度である平成 25 年度と比較して、家庭ごみは 624 t 増、事業ごみは 2,015 t 増、焼却灰が 2,958 t 増となっています。

家庭ごみは「大型ごみ」、事業ごみは「不燃ごみ」の排出量の増加が埋立量の増加要因の一つです。

また、焼却灰のセメント原料化の中止により、埋立処分する焼却灰が増加したことも、埋立量の増加要因となっています。

なお、事業ごみについては、玖谷埋立地で受け入れていた産業廃棄物（廃プラスチック類）の受け入れを令和元年度末で停止するとともに、令和 2 年度から一般廃棄物の分別区分を変更し、これまで埋立処分していた「プラスチックごみ」を焼却処分しています。このため、令和 2 年度以降は、これらに相当する量（産業廃棄物約 1 万 t、プラスチックごみ約 5,700 t）が減少する見込みです。

図28 埋立量の目標達成状況

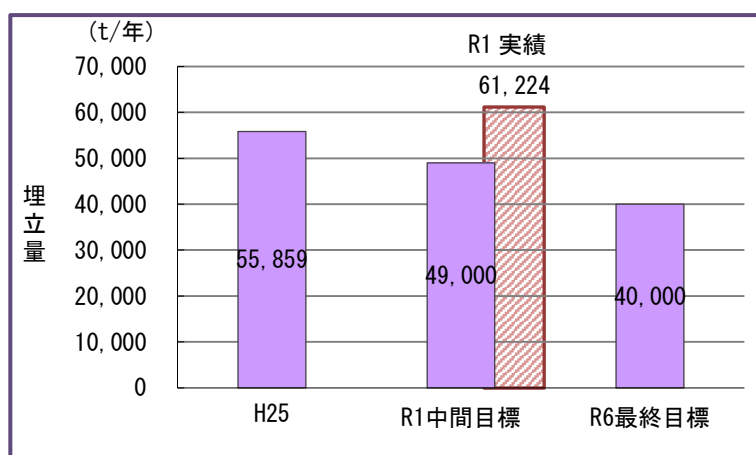
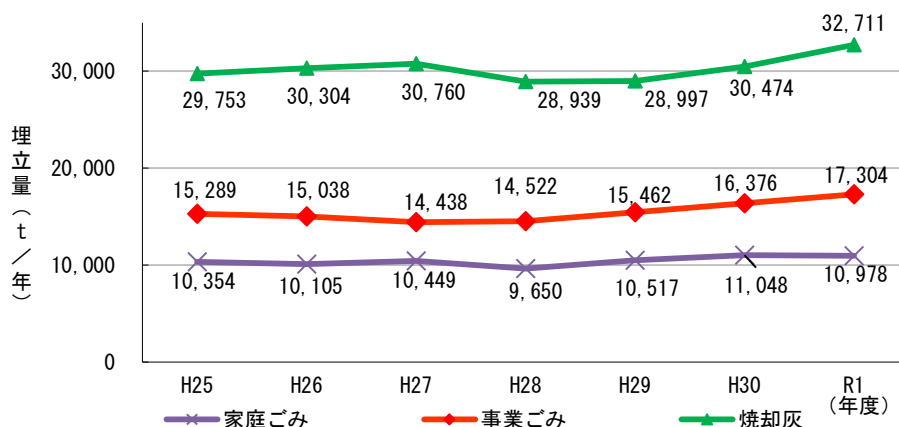


図29 埋立量の区分別推移



3 目標の設定、減量目標

(1) 目標の設定

中間目標年度である令和元年度における減量目標の達成状況は、「排出量」、「焼却量」、「埋立量」のいずれの目標においても、中間目標が未達成となっています。

その要因は、人口が平成29年度をピークに減少するとの予測に反し、増加し続けてきたこと、景気回復に伴う市民の消費拡大や事業活動の活性化、安価で良質な商品の流通による消費者動向の変化、高齢化の進展に伴う医療・福祉系事業者からの排出量の増加などが考えられます。

また、施策の実施時期が変更となったことにより、中間目標年度における推計値と実績値に差が生じたことも要因の一つです。

こうしたことにより、達成が困難となっている目標もありますが、本計画に掲げる施策により、家庭ごみの減量は着実に進んでいることや、新型コロナウイルス感染症の影響下での消費者動向や働き方の変化、事業活動の回復状況等がもたらすごみへの影響を予測することが困難な状況となっていることを踏まえ、目標数値の見直し及び新たな目標の設定は行わないこととし、今後、より一層の削減に向けて取組を強化することにより、当初設定した目標の達成を引き続き目指すこととします。

なお、可燃ごみの組成分析調査によれば、本市では、家庭から出される生ごみの中に食品ロスに該当するものが約15%含まれているという結果になっています（令和元年度調査）。これは、令和元年度の家庭ごみ排出量で計算すると、年間で約7,800 t、1人1日当たり約18 g となります。また、事業ごみについても、生ごみ中の約半分程度が食品ロスに該当するものとの調査結果になっています。

排出量の減量目標は、食品ロスに相当する量を削減することを考慮して設定した数値であり、今後も引き続き食品ロス削減の取組を推進するとともに、資源化可能な紙ごみのリサイクル促進やプラスチックごみの削減等、ごみの減量とリサイクルを推進する施策に総合的に取り組むことにより、減量目標の達成を目指します。

(2) 減量目標

① 排出量（1人1日当たりのごみ排出量）

環境負荷を更に低減し、安定的なごみ処理体制を維持すべく、排出量の目標を以下のとおり設定します。

**最終目標年度（令和6年度）までに
1人1日当たりのごみ排出量を785g/人日（74g削減）に
総排出量を337,000t/年（約1割削減）に**

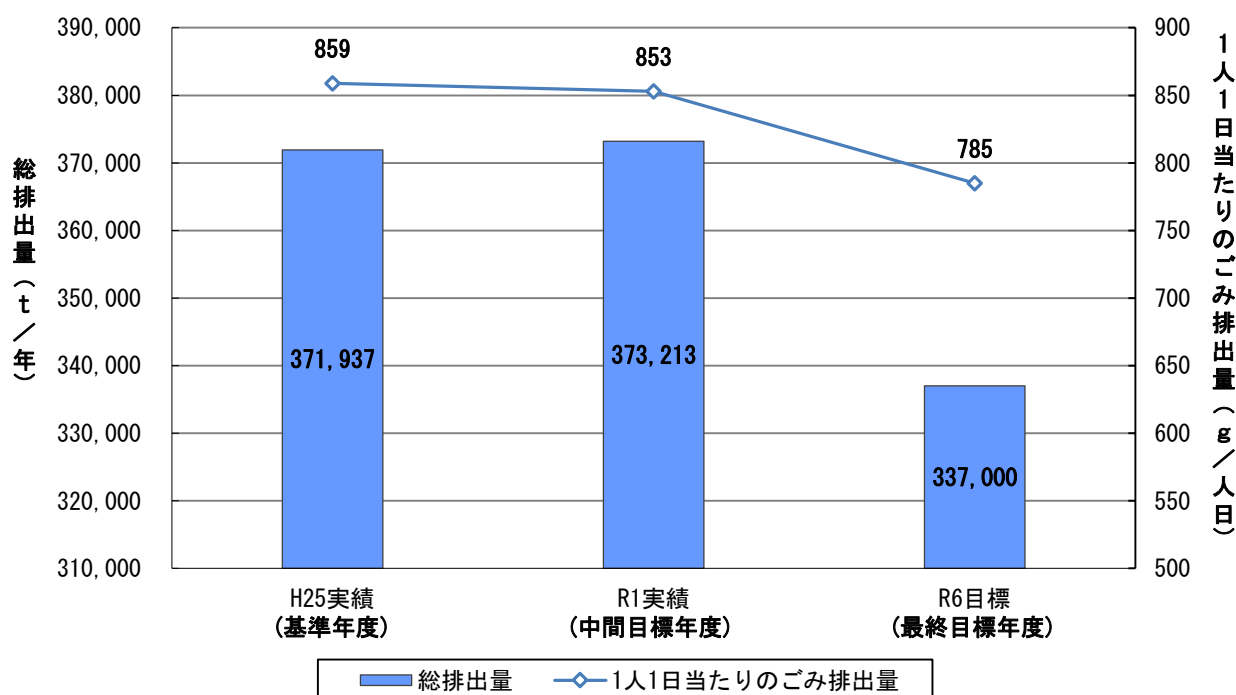
1人1日当たりのごみ排出量を、平成25年度実績の859g/人日から、令和6年度までに74g削減し、785g/人日以下にすることを目標とします。

また、総排出量は平成25年度実績の371,937t/年から、令和6年度までに約1割、約34,900t削減し、337,000t/年以下にすることを目標とします。

この削減量は、平成25年度に本市において発生した、いわゆる食品ロス（手つかず食品、食べ残し）の量に相当します。

食品ロスを完全になくすことは困難ですが、事業系可燃ごみに含まれる資源化可能な紙類など、他の減量ターゲットも併せて削減することにより、総排出量の約1割削減を目指します。

図30 排出量の目標



目標どおり排出量を削減した場合、3工場体制によるごみ焼却が安定的に行え、恵下埋立地（仮称）において計画どおりのごみの埋立が実施できるなど、安定的なごみ処理体制を維持することが可能になります。

「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」については、平成25年度実績の496g/人日から、令和6年度までに25g削減し、471g/人日以下にする必要があります。

家庭でごみになる可能性がある物について、重量の目安を表7に示しました。

例えば、1人暮らしの人がじゃがいもを月に2個（約300g）、手つかず食品として捨ててしまった場合、1人1日当たりの家庭ごみ排出量に換算すると、約10gになります。

また、職場や飲食店などにおいても、食べ残しをしないこと、資源化可能な紙類を適正に分別すること、使い捨て容器に入った食品等の購入を減らすことなどを心掛けることで、ごみを減らすことができます。

一人一人が、『1日当たりおにぎり1個分』ほどうのごみの減量に取り組み、こうしたごみをなくしていくことが大切です。

表7 家庭でごみになる可能性がある物の重量の目安（例）

品目		単位	重量の目安
食品	ごはん	茶碗中盛1杯	約150g
	おにぎり	1個（コンビニ）	約110g
	食パン	6枚切り1枚	約60g
	じゃがいも	中玉1個	約150g
紙類	ティッシュペーパーの紙箱	1個	約30g
プラスチック類	レジ袋	1枚	約7g
	食品トレイ	1枚	約3g
	ボディークロージング容器	400ml1個	70～80g

注：重量は、本市の調査による。

② 焼却量

災害発生や突発的要因による焼却施設停止などのリスクを考慮し、安定的な焼却体制とするためには、焼却施設全体の稼働率を約85%以下（中工場又は安佐南工場の焼却炉1炉が1年間停止した場合を想定）にしておく必要があります。

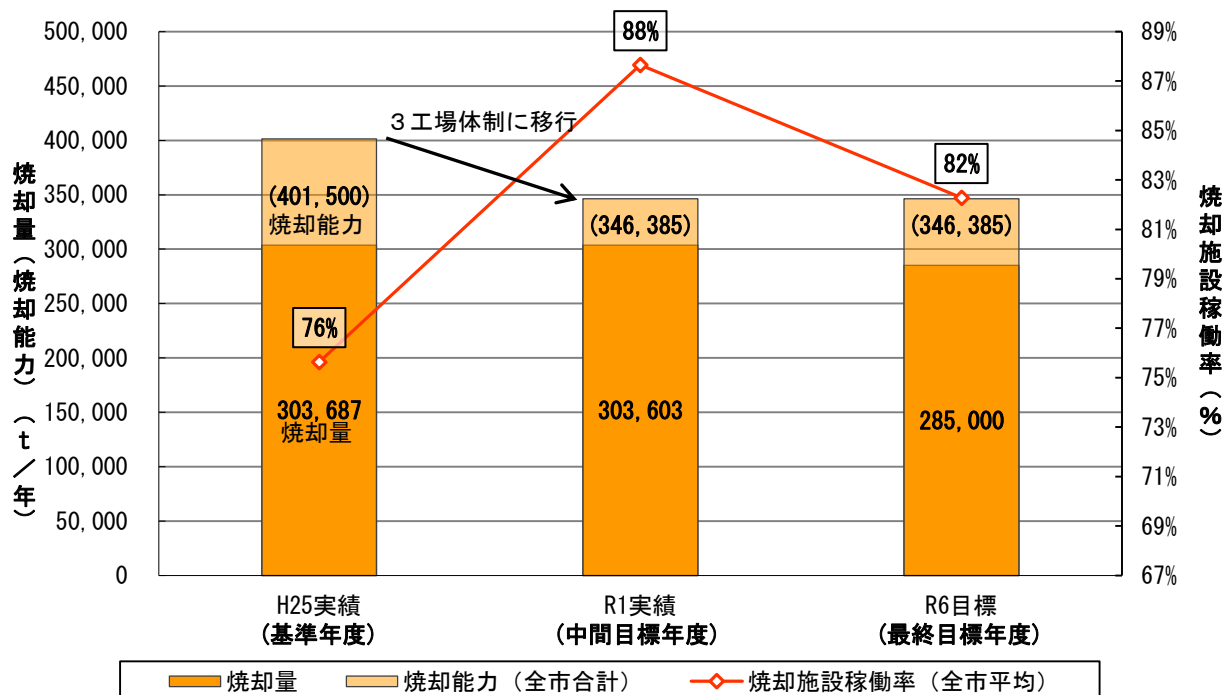
3工場体制による安定的な焼却体制を維持するため、焼却量の目標を以下のとおり設定します。

**最終目標年度（令和6年度）までに
焼却量を285,000t/年（焼却施設稼働率約82%）に**

焼却量を、平成25年度実績の303,687t/年から、令和6年度までに約18,700t削減し、285,000t/年以下にすることを目標とします。

目標どおり焼却量を削減した場合、3工場体制における稼働率は82%となり、安定的な焼却体制を維持することが可能になります。

図31 焼却量の目標



注1：焼却能力は、全焼却施設をフル稼働（定期点検等に伴う休炉を除く。）させた場合の値である。

注2：焼却施設稼働率（%）＝焼却量（t）÷焼却能力（t）×100

③ 埋立量

最終処分場の延命化を図るとともに、災害発生時のための予備容量を確保するため、埋立量を削減する必要があります。

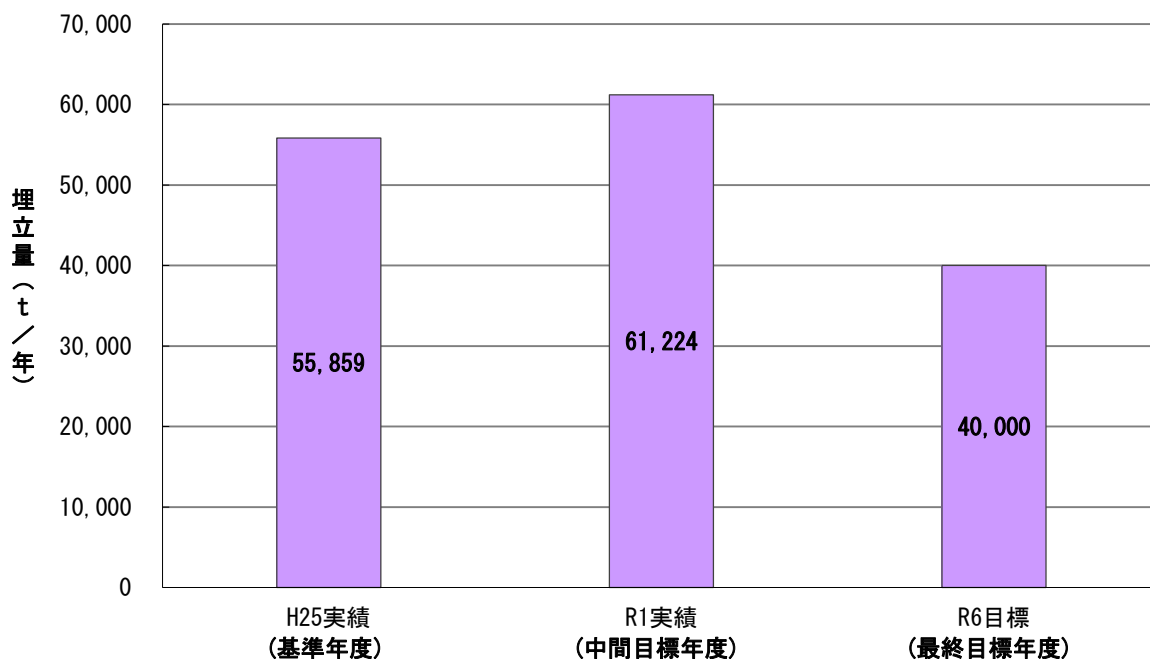
このため、令和4年度初頭から受入開始予定の恵下埋立地（仮称）の埋立計画（40,000t/年、約30年間）を踏まえ、埋立量の目標を以下のとおり設定します。

**最終目標年度（令和6年度）までに
埋立量を40,000t/年（約3割削減）に**

埋立量を、平成25年度実績の55,859t/年から、令和6年度までに約15,900t削減し、40,000t/年以下にすることを目標とします。

なお、埋立量は令和6年度以降も人口の減少等に伴い減少を続ける見込みであるため、目標どおり埋立量を削減した場合、恵下埋立地（仮称）は計画どおり、災害発生時のための予備容量を確保した上で、約30年間の受け入れを行うことが可能になります。

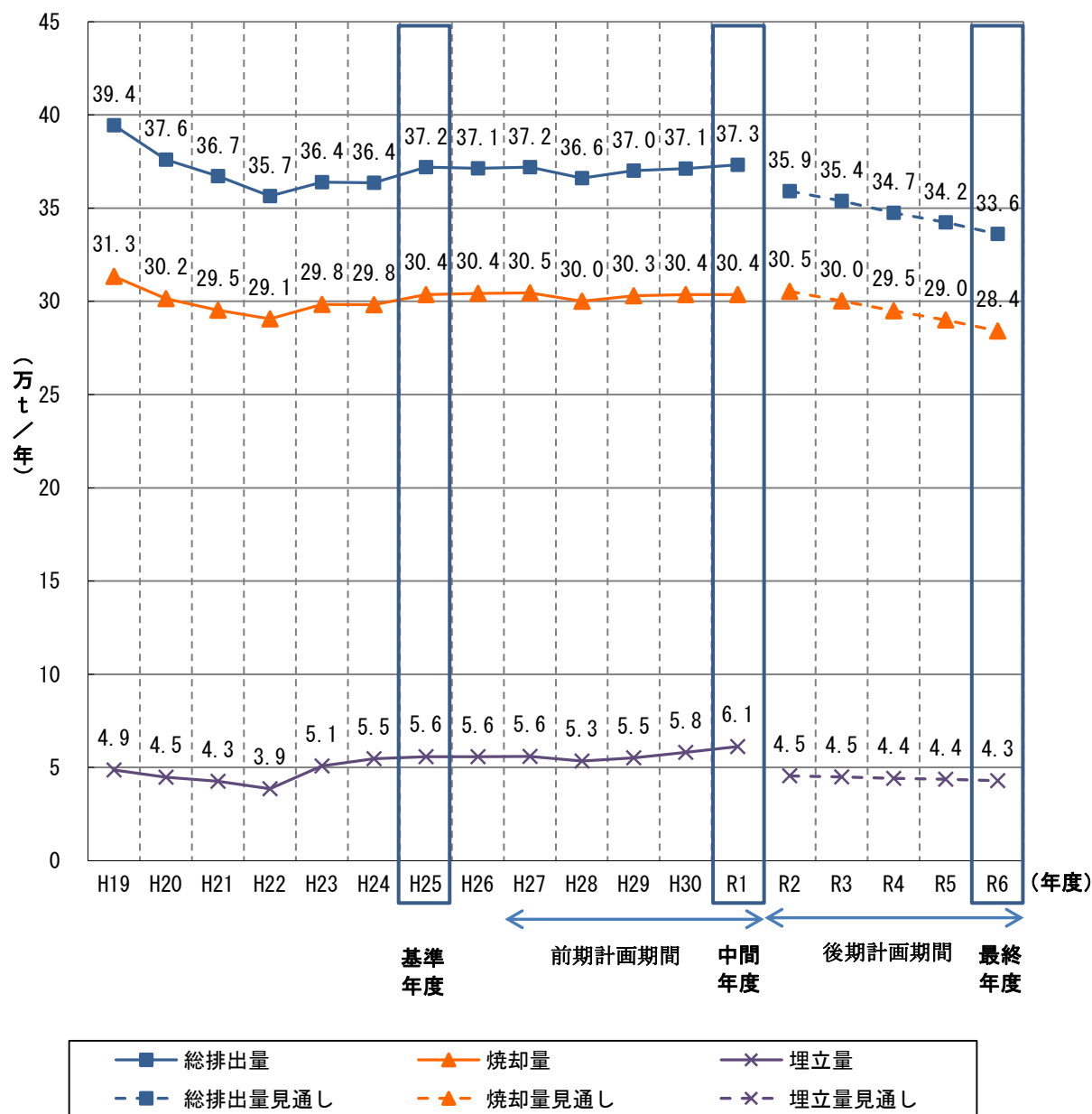
図32 埋立量の目標



4 減量目標によるごみ排出量等の見通し

目標達成に向け、施策を実施した場合のごみ排出量等の見通しを図33に示します。

図33 ごみ排出量等の見通し



基本理念

ゼロエミッションシティ広島の実現

市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進

＜関連するSDGs＞



ごみのないきれいなまちづくりの推進

11 社会服务



分別区分・収集 運搬体制の再構築

＜関連するSDGs＞



コストの削減

＜関連するSDGs＞

7 エキスパートを揃えて、
やみくもにタリオンに



安定的なごみ処
理体制の確保

9 商業上及慈善活動



発生・排出抑制

收集運搬 ↓ 処分

各 主 体 の 取 組 内 容			
項目	市民	事業者	市（行政）
家庭ごみ対策	◆ストローなどの使い捨て食器を受け取らない選択 ◆惣菜など使い捨て容器に入った食品等の購入の削減 ◆簡易包装、詰め替え商品の率先購入 ◆繰り返し使える買ひ物袋等の持参	◆使い捨て食器の提供の自粛 ◆容器包装の簡素化、量り売りの積極的な実施 ◆購入者に対する繰り返し使える買ひ物袋等の持参の呼びかけ	【容器包装プラスチックの減量】 ○ 使い捨てプラスチック容器購入の抑制 ・ばら売り・量り売り、簡易包装の促進 ・買ひ物袋持参の啓発 ・リユース食器の利用促進
	◆適正なごみの分別・排出の徹底 ◆生ごみを排出する際の水切りの徹底 ◆町内会等が実施する集団回収等への協力 ◆スーパーマーケット等の店頭回収の利用 ◆使用済小型家電のボックス回収、店頭回収等の活用	◆再生利用しやすい製品の開発・製造 ◆使用済製品の回収やリサイクル、適正処理	【販売店等による店頭回収の利用促進】 ○ スーパーマーケット等における店頭回収の利用促進 ○ 店頭回収の利用促進 ○ 販売店等の店頭自主回収体制構築の促進 【自主的取組への支援】 ○ 町内会等による資源物の集団回収の促進 ○ 地域環境指導員の活動支援 【家庭ごみの分別徹底】 ○ 分別の必要性と方法の周知 ・スマートフォン等を活用したごみ分別等の情報発信の推進 ・家庭系紙ごみの出し方マニュアル等の作成、啓発 【家庭ごみのリサイクルの推進】 ○ 資源ごみ（紙類）の対象拡大検討 ○ 大型ごみのリユース・リサイクル方策の検討 ○ 小型家電リサイクルの促進 ○ ペットボトル等のリサイクル率向上
	◆ごみの減量・リサイクルの重要性について家族など身近な人と話し合うことなどによる意識の向上 ◆日常の中で環境に配慮した具体的な行動の実践	◆従業員等への環境教育の実施	【市民の環境意識の向上】 ○ 教育部局と連携した環境教育の推進 ○ 出前環境講座の実施 ・地域、学校等での出前環境講座の実施 ・啓発用物品等の貸出・提供 ○ 市や民間のごみ処理施設等への見学の促進
事業ごみ対策		◆自らの責任における適正な処理 ◆生ごみを排出する際の水切りの徹底 ◆再生利用等を行うことによる減量努力 ◆電子データ化等による紙類の使用の抑制、可燃ごみを排出する際の資源化可能な紙類の適正な分別	【事業者のコスト負担の適正化】 ○ 事業ごみ有料指定袋制度の継続実施 ○ 事業ごみ処分手数料の見直し 【事業ごみの減量、リサイクルに関する指導】 ○ 多量排出事業者への指導 ・大規模事業所訪問指導 ・リサイクルガイドラインによる事業者の分別、リサイクルの促進 ○ 事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制
食品ロス削減	◆計画的な食品の購入と食べきれる量の調理 ◆食べきれる量の注文と食べきりの実践 ◆余っている食品の有効利用	◆食べ残し削減の働きかけ ◆食べ残しの持ち帰りの推進 ◆計り売りや小分け販売の実施 ◆適切な量の入荷管理 ◆納品期限、販売期限に関する商慣習見直し	【家庭系生ごみの減量】 ○ 食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」の推進 ・食品ロス削減運動の実施 ・エコクッキングの推進 ・家庭系生ごみリサイクル講習会の実施 ・学生等と連携したごみ減量等活動の推進 【事業系生ごみの減量】 ○ 食べ残しゼロ推進協力店及び食品ロス削減協力店制度による食品ロスの削減 【事業系生ごみのリサイクルの促進】 ○ 食品ロスの循環利用システムの構築
国等への働きかけ			【国や業界団体への働きかけ】 ○ 資源有効利用促進法、家電リサイクル法に基づくメーカー回収の促進 ○ 容器包装リサイクルの促進 ○ 廃乾電池、廃蛍光灯等の販売店を通じた回収システムの促進 ○ ごみを生まない製品開発等の促進
その他の取組	◆環境に配慮した商品の選択		【市民、事業者への広報の拡充】 ○ ごみの減量、リサイクルの推進に関する広報の拡充 ・広報の拡充 ・来広者に対する広報・啓発 ・市民、事業者等の自主的な活動の紹介 【調査・研究等】 ○ 新たなリサイクル技術の調査・研究 ○ ごみ組成分析調査 【グリーン購入の推進】 ○ グリーン購入の推進 【表彰】 ○ 表彰の実施 ・ごみ減量優良事業者表彰 ・国、県等の表彰制度の活用
ごみのないきれいなまちづくりの推進	◆地域の環境保全活動等への積極的な参加、協力 ◆不法投棄をされない環境づくりの推進 ◆ばい捨て防止の徹底 ◆清掃活動などによる地域の美観の保持	◆ごみのないきれいなまちづくりの推進への協力	【ばい捨て未然防止対策等の推進】 ○ ばい捨て防止の取組の推進 ・各種団体によるばい捨て防止の啓発の推進 ・ばい捨て防止指導員による美化推進区域内の巡回パトロール ・クリーンアップチームひろしまによる主要交差点等の巡回清掃 ・美化推進区域内での巡回清掃、啓発等 ・散乱ごみ追放キャンペーンの実施 ○ 河川、海岸、公園等におけるごみの清掃・回収 【不法投棄防止対策の推進】 ○ 不法投棄をされない環境づくりの推進 ・地域との協働による不法投棄防止対策の実施 ・市街地周辺の不法投棄ごみの撤去 ・不法投棄防止パトロールの強化 ・不法投棄防止キャンペーンの充実 ・広島市不法投棄防止連絡協議会の運営 【表彰・意識啓発】 ○ 表彰・啓発の実施 ・広島市環境美化功労者表彰の実施 ・小・中学生の環境学習等の充実
分別区分等の見直し			【分別区分等の見直し】 ○ 家庭系「その他プラ」の「可燃ごみ」への統合 ○ 事業系「プラスチック」焼却化に伴う事業ごみ有料指定袋の統合
収集運搬体制の再構築	◆ごみステーションの適正な維持管理		【収集運搬体制の再構築】 ○ 収集運搬体制の再構築 ○ ごみ置き場のステーション化
資源ごみ持ち去りの防止	◆排出場所の適正な管理		【大型ごみ受入体制の改善】 ○ 大型ごみの自己搬入における休日開場の実施と交通渋滞の発生抑制
ごみ出し支援の推進	◆市が実施する支援制度への協力		【資源ごみ持ち去りの防止】 ○ 資源ごみの持ち去り行為防止対策の実施（県警と連携） 【ごみ出し支援の推進】 ○ 福祉部局と連携したごみ出し支援の検討
コストの削減			【ごみ処理コスト全体の削減】 ○ ごみの減量、リサイクルによるごみ処理量全体の削減 【収集運搬コストの削減】 ○ ごみ置き場のステーション化による収集運搬の効率化 【焼却コストの削減】 ○ サーマルリサイクルの継続実施 【施設整備費の削減】 ○ 老朽化施設の設備更新による延命化 ○ 埋立量の削減による最終処分場の延命化 【施設整備費・解体費の本市負担軽減】 ○ ごみ処理施設等の整備や廃止施設の解体にかかる経費への補助金等を活用
焼却施設の整備等			【焼却施設の整備等】 ○ 南工場の建替え ○ 中工場の大規模改修工事
最終処分場の整備等			【最終処分場の整備等】 ○ 玖谷埋立地の運営 ○ 恵下埋立地（仮称）の整備・運営
その他施設の整備等			【その他施設の整備等】 ○ 安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の更新 ○ 植木せん定枝リサイクルセンターのあり方の検討
大規模災害に備えたごみ処理体制の構築			【大規模災害に備えたごみ処理体制の構築】 ○ 災害に対応したごみ処理体制の構築 ○ 中国ブロックにおける連携等の検討
ごみの広域処理体制の構築			【ごみの広域処理体制の構築】 ○ ごみの広域処理体制の構築

広島市ごみを減量・リサイクルの取り組みを推進する取組内容

2 施策展開

(1) 市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進

<関連するSDGs>

すべての人に
健康と福祉を働きがいも
経済成長も住み続けられる
まちづくりをつくる責任
つかう責任気候変動に
具体的な対策を海の豊かさを
守ろうパートナーシップで
目標を達成しよう

ア 家庭ごみ対策

■ 容器包装プラスチックの減量

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○使い捨てプラスチック容器購入の抑制 ・店舗等への働きかけによるばら売り・量り売りの促進及び過剰包装の抑制や簡易包装促進の働きかけ ・市民に対する買い物袋持参の啓発 ・リユース食器の利用促進					

働きかけ

市民の取組

- ストローなどの使い捨て食器を受け取らない選択
- 惣菜など使い捨て容器に入った食品等の購入の削減
- 簡易包装、詰め替え商品の率先購入
- 繰り返し使える買い物袋等の持参

事業者の取組

- 使い捨て食器の提供の自粛
- 過剰包装の廃止、容器包装の簡素化、量り売りの積極的な実施
- 購入者に対する繰り返し使える買い物袋等の持参の呼びかけ

■ 販売店等による店頭回収の利用促進

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○スーパーマーケット等における店頭回収の利用促進 ・店頭回収の品目追加、実施店舗の拡大等の働きかけ及び店頭回収の促進 ・販売店等による店頭自主回収体制構築の促進					

働きかけ

市民の取組

- スーパーマーケット等の店頭回収の利用

事業者の取組

- 再生利用しやすい製品の開発・製造

■ 自主的取組への支援

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○町内会等による資源物の集団回収の促進 ・引取業者の紹介や契約の際の注意事項のアドバイス等による町内会等における資源物の自主回収の促進 ・町内会等での実施状況のアンケート調査の実施					
	アドバイス・アンケート実施				
○地域環境指導員の活動支援 ・地域におけるごみ排出に関する課題等に取り組む活動を行う広島市地域環境指導員に対する研修会の開催や活動物品の提供による活動支援					
	活動の支援				

市民の取組

○町内会等が実施する集団回収等への協力

■ 家庭ごみの分別徹底

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○分別の必要性和方法の周知 ・出前環境講座や市ホームページ等による資源物等の分別徹底の促進 ・スマートフォン等を活用したごみ分別等の情報発信の推進 ・住宅管理会社等への分別の周知徹底					
	周知				

市民の取組

- 適正なごみの分別・排出の徹底
- 生ごみを排出する際の水切りの徹底

■ 家庭ごみのリサイクルの推進

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○資源ごみ（紙類）の対象拡大検討 ・資源ごみ（紙類）の収集方法や費用等を考慮した上での対象拡大の検討					
	検討				
○大型ごみのリユース・リサイクル方策の検討 ・民間の地域情報サイトやリユースショップの活用、大学生協との連携などの家具家電等の有効活用策の検討					
	検討・実施				

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○小型家電リサイクルの促進 ・市民への情報提供等による民間事業者の小型家電リサイクルの取組の促進及び新たな回収方法等の検討 ・販売店等による店頭自主回収体制構築の促進					
	民間事業者の取組を促進 新たな回収方法等の検討				
○ペットボトル等のリサイクル率向上 ・ペットボトル等のリサイクル率向上に向けた新たな取組の検討					
	検討	実施			

市民の取組

- 適正なごみの分別・排出の徹底
- 使用済小型家電のボックス回収、店頭回収等の活用

事業者の取組

- 再生利用しやすい製品の開発・製造
- 使用済製品の回収やリサイクル、適正処理

市民の環境意識の向上

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○教育部局と連携した環境教育の推進 ・教育委員会等と連携し、教育現場の意見を取り入れた環境教育の取組の検討					
	教育現場の意見聴取、取組の検討				
○出前環境講座の実施 ・地域、学校等における体験学習などを取り入れた出前環境講座の実施 ・地域や事業所等で行われている自主的な環境学習の取組等への啓発用パネルや物品等の貸出・提供					
	講座実施、啓発物品貸出				
○市や民間のごみ処理施設等の見学の促進 ・市や民間のごみ処理施設の見学促進による環境意識の向上					
	見学の広報・実施				

市民の取組

- ごみの減量・リサイクルの重要性について、家族など身近な人と話し合うことなどによる意識の向上
- 日常の中で環境に配慮した具体的な行動の実践

事業者の取組

- 従業員等への環境教育の実施

イ 事業ごみ対策

■ 事業者のコスト負担の適正化

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○事業ごみ有料指定袋制度の継続実施 ・平成17年度に導入した有料指定袋制度を継続し、排出事業者責任の徹底を図ることによる事業ごみの減量・リサイクルの推進					
	有料指定袋制度実施				
○事業ごみ処分手数料の見直し ・ごみ処理費用等を勘案し、固形状一般廃棄物処分手数料等の見直しについて検討					
	検討				

■ 事業ごみの減量、リサイクルに関する指導

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○多量排出事業者への指導 ・大規模事業所における事業ごみの減量、リサイクルについて指導 ・中小事業所に対して、業種やエリア等を選定し、重点的に啓発活動を行うローラー作戦の実施 ・「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルガイドライン」を配布・広報し、事業者のごみの分別、リサイクルを促進					
	訪問指導・啓発・広報				
○事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制 ・平成16年度から実施している資源化可能な事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制を強化し、収集運搬事業者及び排出事業者を指導					
	搬入規制、違反者への指導				

事業者の取組

- 自らの責任における適正な処理
- 生ごみを排出する際の水切りの徹底
- 再生利用等を行うことによる減量努力
- 電子データ化等による紙類の使用の抑制、可燃ごみを排出する際の資源化可能な紙類の適正な分別

ウ 食品ロス削減

■ 家庭系生ごみの減量

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」の推進 ・市民・事業者・行政の三者協働による食品ロス削減運動の実施 ・エコクッキングの推進 ・家庭系生ごみリサイクル講習会の実施 ・学生等と連携したごみ減量等活動の推進 ・イベントと連携した食品ロス削減の普及啓発の推進					

実施

市民の取組

- 計画的な食品の購入と食べきれる量の調理
- 余っている食品の有効利用

事業者の取組

- 量り売りや小分け販売の実施

■ 事業系生ごみの減量

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○食べ残しゼロ推進協力店及び食品ロス削減協力店制度による食品ロスの削減 ・食品リサイクル法の周知を図り、スーパーマーケットや外食産業など食品関連事業者の食品廃棄物の排出抑制やリサイクルを推進					

 協力店募集・登録・PR
 食品リサイクル法の周知
 食品廃棄物の排出抑制及びリサイクル推進

市民の取組

- 食べきれる量の注文と食べきりの実践

事業者の取組

- 食べ残し削減の働きかけ
- 食べ残しの持ち帰りの推進
- 適切な量の入荷管理
- 納品期限、販売期限に関する商慣習見直し

■ 事業系生ごみのリサイクルの促進

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○食品ロスの循環利用システムの構築 ・手つかず食品等の食品ロスについて、リサイクル技術の研究やモデル事業の実施などを行い、飼料や堆肥等として活用される、循環型の事業システムの構築を検討					
	技術研究、モデル事業実施、システム構築				

エ 国等への働きかけ

■ 国や業界団体への働きかけ

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○資源有効利用促進法、家電リサイクル法に基づくメーカー回収の促進 ・家電製品等について、法律に基づくリサイクルシステムによる回収を促進 ・家電リサイクル料金前払い方式の導入や品目拡大などの国や業界団体への働きかけ					
	働きかけ				
○容器包装リサイクルの促進 ・自治体と事業者の役割分担の見直しや品目拡大などの国や業界団体への働きかけ					
	働きかけ				
○廃乾電池、廃蛍光灯等の販売店を通じた回収システムの促進 ・拡大生産者責任による適正処理を推進するための国や業界団体への働きかけ					
	働きかけ				
○ごみを生まない製品開発等の促進 ・拡大生産者責任に基づくごみの減量、リサイクルが可能な製品への切替え、ごみにならないような製品開発の必要性、本市と連携した取組についての製造業界等への働きかけ					
	働きかけ				

オ その他の取組

■ 市民、事業者への広報の拡充

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
〇ごみの減量、リサイクルの推進に関する広報の拡充 ・市広報紙や広報番組等を活用し、ごみの減量・リサイクルに関する情報を発信 ・来広者に対する環境にやさしいライフスタイルの提案					
	情報発信				

■ 調査・研究等

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
〇新たなリサイクル技術の調査・研究 ・生ごみや紙ごみ、せん定枝、草、焼却灰等に関する新たなリサイクル技術や処理技術についての情報を収集・研究 ・ディスポーザーなどの新たな技術の調査					
	情報収集・調査研究				
〇ごみ組成分析調査 ・ごみの組成分析調査を実施し、可燃ごみに含まれる食品ロス等の実態把握を行うことによる施策効果の検証、対応策の検討					
	調査				

■ グリーン購入の推進

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
〇グリーン購入の推進 ・市が率先して環境に配慮した製品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、需要を高めることによる、持続的発展が可能な社会構築の推進					
	推進				

市民の取組

〇環境に配慮した商品の選択

事業者の取組

〇環境に配慮した商品の選択

■ 表彰

行政の取組

施策	実施スケジュール（予定）				
	R2	R3	R4	R5	R6
○表彰の実施 ・ごみの減量・リサイクルについて、他の模範となるような取組を行っている事業者の表彰 ・国や県、市などの表彰制度を活用した自主的な活動に対する意欲向上の推進					
					

【家庭ごみの有料化について】

本市は、平成19年4月に、広島市廃棄物処理事業審議会に対し、家庭ごみの有料化について諮問を行い、その後、平成20年12月に、「家庭ごみの有料化は、ゼロエミッションシティの実現に向けた施策として有効である」という旨の答申を得ています。

本市としては、この答申を受け、家庭ごみの有料化について検討を行いましたが、経済情勢が悪化していたことや、ごみ排出量の見込みなどを総合的に勘案し、まずは、市民・事業者・行政が一体となった全市的な運動としてごみ減量を進めていくことが重要であると考え、家庭ごみの有料化の実施を見送ったという経緯があります。

家庭ごみの有料化については、引き続き、資源の循環システムの構築やごみの減量・リサイクルに更に取り組むなど、循環型社会形成の推進に向けた、たゆまぬ努力を最大限行い、その上で、今後のごみの排出量の推移や社会経済状況等を踏まえ、市民等の意見を十分聞きながら検討する必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生以降、家庭ごみが増加傾向となっており、国による自粛要請や生活様式の変化がごみの排出量に大きな影響を及ぼしたものと考えられますが、今後の見通しが難しい状況は続いており、家庭ごみの有料化については、感染症のごみ排出量に及ぼす影響等についても注視しながら検討する必要があります。

(2) 安定的なごみ処理体制の確保

<関連するSDGs>



産業と技術革新の
基盤をつくろう



住み続けられる
まちづくりを



パートナーシップで
目標を達成しよう

ア 焼却施設の整備等

<主な施策の行程表>

主な施策	実施スケジュール（予定）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R10	R20
○南工場の建替え	環境影響評価等			解体・建設工事			
						稼働開始	
○中工場の大規模改修工事	R元年度～			大規模改修工事			
					継続稼働		

行政の取組

○ 焼却施設の適切な管理・運営

焼却施設について、設備の適切な維持管理・補修を行うとともに、効率的な運営や最新技術の導入等により、ダイオキシン類や温室効果ガスの削減など、環境負荷の低減に努めます。

○ 南工場の建替え

令和元年度に移行した3工場体制（中工場、南工場、安佐南工場）を持続的なものとするため、焼却炉等の老朽化が進行している南工場を、令和10年度の稼働開始を目指して建替えます。

○ 中工場の大規模改修工事

平成29年度に策定した長寿命化総合計画に基づき、大規模改修工事（令和元年度～令和4年度）を実施します。

焼却施設の新規整備には多額の経費を要することから、今後も、ライフサイクルコストの低減等を踏まえた施設の長寿命化を図っていきます。

イ 最終処分場の整備等

＜主な施策の行程表＞

主な施策	実施スケジュール（予定）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R10	R20
○玖谷埋立地の運営							
○恵下埋立地（仮称）の整備・運営							

行政の取組

最終処分場は、安定したごみ処理体制を確立するために不可欠な施設ですが、用地の確保が難しく、整備には計画段階から埋立を開始するまで長期間を要します。

このため、現在受け入れ中の玖谷埋立地（令和4年度初頭に埋立終了予定）の運営に万全を期すとともに、令和4年度初頭からの新規最終処分場として、恵下埋立地（仮称）の整備を着実に進めます。

また、埋立量を削減することにより、恵下埋立地（仮称）において、計画どおり、約30年間の受け入れを行うとともに、災害発生時のための予備容量を確保します。

なお、玖谷埋立地の跡地については、地元の意向を踏まえた上で、様々な可能性を模索し、より有効な利用方法を検討します。

ウ その他施設の整備等

＜主な施策の行程表＞

主な施策	実施スケジュール（予定）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R10	R20
○安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の更新							
○植木せん定枝リサイクルセンターのあり方の検討							

行政の取組

平成4年に稼働開始し、老朽化が進行している安佐南工場大型ごみ破碎処理施設について、基幹設備の更新又は施設の建替えを検討し、整備します。

また、植木せん定枝リサイクルセンターは、玖谷埋立地の埋立終了までの操業期間となっていることから、現在地以外での移転整備等の検討を行いました。が、適当な移転先がないなど、施設の操業継続が困難であるため、令和3年度末で本施設を廃止します。

更に、廃止したごみ処理施設について、解体撤去及び跡地の有効利用を検討します。

エ 大規模災害に備えたごみ処理体制の構築

<主な施策の行程表>

主な施策	実施スケジュール（予定）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R10	R20
○災害に対応したごみ処理体制の構築	体制の構築						
○中国ブロックにおける連携等の検討	協議会開催・検討						

行政の取組

○ 災害に対応したごみ処理体制の構築

平成26年8月及び平成30年7月の豪雨災害に伴い発生した災害廃棄物の処理の経験等を踏まえ、令和2年3月に策定した「広島市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害時においても迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制の構築を進めます。

○ 中国ブロックにおける連携等の検討

「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」において、中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）における災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する連携等について検討します。

○ その他の取組

災害廃棄物の収集運搬・処理に当たっては、民間業者との連携等を検討し、効率的に実施します。

なお、災害時の民間業者との協定については、現在、広島市廃棄物処理事業協同組合と災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定を締結しています。

また、本市のごみ処理施設について、災害廃棄物の処理を考慮した処理能力を確保しておくことなどにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行います。

オ ごみの広域処理体制の構築

ごみ処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減や、災害対応の観点から、ごみの広域処理体制の構築を推進し、近隣の自治体からごみ処理の要請があった場合、本市のごみ処理能力の範囲内においてごみの受け入れ及び適正処理を検討します。

(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築

<関連するSDGs>



産業と技術革新の
基盤をつくろう



住み続けられる
まちづくりを



パートナーシップで
目標を達成しよう

ア 分別区分等の見直し

<主な施策の行程表>

主な施策	実施スケジュール（予定）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R10	R20
○家庭系「その他プラ」の「可燃ごみ」への統合							
			検討				
○事業系「プラスチックごみ」焼却化に伴う事業ごみ有料指定袋の統合							
			事業系「プラスチックごみ」 ★焼却化				
			指定袋統合の検討				
			サーマルリサイクル実施				

行政の取組

各種リサイクル法など、国の法制定・改正の動向を注視し、本市の地域特性を踏まえた上で、必要に応じ、分別区分の見直しを検討します。

また、家庭系「その他プラ」と事業系「プラスチックごみ」について、全市的な焼却施設の処理能力を見極めた上で、分別する手間の軽減や収集運搬の効率化の観点から、それぞれ「可燃ごみ」への統合を検討します。

なお、現在、国において使用済プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化が検討されており、国の動向を注視しながら検討を進めます。

イ 収集運搬体制の再構築

＜主な施策の行程表＞

主な施策	実施スケジュール（予定）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R10	R20
■ 収集運搬体制の再構築							
○収集運搬体制の再構築	契約方法見直し検討					→	
○ごみ置き場のステーション化	貸与・補助制度の実施						
■ 大型ごみ受入体制の改善							
○大型ごみの自己搬入における休日開場の実施と交通渋滞の発生抑制			検討・実施			→	

行政の取組

○ 収集運搬体制の再構築

現在、家庭ごみの収集運搬業務は、市職員による直営収集と民間業者への委託収集により行っていますが、今後は、災害発生時における収集体制の確保など、直営収集が果たす役割を整理した上で、収集運搬業務の民間委託化の拡大などにより効率化を進めます。

また、収集運搬業務委託の契約方法の見直しによる収集運搬業務の確実な履行を促進します。

○ ごみ置き場のステーション化

ごみステーションの管理用具の貸与及びごみボックス購入等に対する補助を実施するとともに、町内会・自治会への加入促進など、地域コミュニティ再生の取組とも連携しながら、ごみ置き場のステーション化を推進し、収集運搬の効率化を促進します。

○ 大型ごみの自己搬入における休日開場の実施と交通渋滞の発生抑制

家庭系大型ごみを土日・祝日に自己搬入したいとの市民からの要望への対応や、安佐南工場大型ごみ破碎処理施設への自己搬入車両の集中による交通渋滞や待ち時間の解消のための方策を検討し、実施します。

市民の取組

○ ごみステーションの適正な維持管理

ウ 資源ごみ持ち去りの防止

<主な施策の行程表>

主な施策	実施スケジュール（予定）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R10	R20
○資源ごみの持ち去り行為防止対策の実施	検討	周知 実施準備			実施		

行政の取組

○ 資源ごみの持ち去り行為防止対策の実施

資源ごみの持ち去り行為により、ごみの散乱や持ち去り車両の危険な走行行為などの事例が発生しており、市民の生活環境を保全するため、早期に解決する必要があることから、広島県警と連携した持ち去り行為防止対策を検討し、実施します。

市民の取組

○ 排出場所の適正な管理

エ ごみ出し支援の推進

<主な施策の行程表>

主な施策	実施スケジュール（予定）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R10	R20
○福祉部局と連携したごみ出し支援の検討							

行政の取組

○ 福祉部局と連携したごみ出し支援の検討

現在、ひとり暮らしの人を対象とした「大型ごみ排出支援（あんしんサポート）事業」や、生活支援訪問サービスにおけるごみ出し支援などにより、ごみを自らごみステーションに排出することが困難な市民の支援を実施しています。

しかし、今後、高齢化や核家族化の進行によって、ごみの排出が難しくなる世帯の増加が予想されるため、支援が必要な市民が利用できるごみ出し支援制度を、福祉部門と連携して検討し、実施します。

市民の取組

○ 市が実施するごみ出し支援制度への協力

事業者の取組

○ 市が実施するごみ出し支援制度への協力

(4) コストの削減

<関連するSDGs>

エネルギーをみんなに
そしてクリーンに産業と技術革新の
基盤をつくろう住み続けられる
まちづくりをパートナーシップで
目標を達成しよう

ごみ処理には、収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれの段階で、多額の費用を要しています。

こうした状況の中、市民・事業者・行政の協働によってごみの減量、リサイクルに取り組み、ごみ処理費を削減していくのはもちろんのことですが、特に本市の役割として、ごみ処理事業の効率化等によるコスト削減が求められます。

このため、次の施策により、一層のコスト削減を図っていきます。

行政の取組

項目		主な施策
ごみ処理コスト全体の削減		○ごみの減量、リサイクルによるごみ処理量全体の削減
	収集運搬コストの削減	○ごみ置き場のステーション化による収集運搬の効率化
	焼却コストの削減	○サーマルリサイクルの継続実施
	施設整備費の削減	○老朽化施設の設備更新による延命化
施設整備費・解体費の本市負担削減		○ごみ処理施設等の整備や廃止施設の解体にかかる経費に、可能な限り国の補助金等を活用

(5) ごみのないきれいなまちづくりの推進

<関連するSDGs>



住み続けられる
まちづくりを



つくる責任
つかう責任



海の豊かさ
を守ろう



パートナーシップで
目標を達成しよう

本市では、ごみのない清潔で快適な生活環境を実現するため、平成2年度から、市民、事業者の協力を得ながら、「ばい捨て未然防止事業」と「清掃活動の推進」を柱とする「きれいなひろしま・まちづくり推進事業」を展開してきました。

今後は、平成24年度に策定した「ごみのないまちづくりアクションプラン」の理念に基づいて、これまでの推進事業をリニューアルし、各施策を総合的に推進していきます。

また、ばい捨てや不法投棄の防止、河川、海岸等における清掃活動等の実施により、海洋プラスチックごみの発生抑制に寄与します。

行政の取組

項目	主な施策
ばい捨て未然防止対策等の推進	○ばい捨て防止の取組の推進 【具体的な取組】 ・各種団体によるばい捨て防止の啓発の推進 ・ばい捨て防止指導員による美化推進区域内の巡回パトロール
清掃美化活動の推進	○市内における清掃活動の実施 【具体的な取組】 ・クリーンアップチームひろしまによる主要交差点等の巡回清掃 ・美化推進区域内での巡回清掃、啓発等 ・散乱ごみ追放キャンペーンの実施（ごみゼロ・クリーンウォーク、平和記念公園一斉清掃、各区清掃ウォークの実施）
	○河川、海岸、公園等におけるごみの清掃・回収 【具体的な取組】 ・クリーン太田川実行委員会による河川一斉清掃の実施 ・その他、市民、事業者と連携した清掃活動の実施
不法投棄防止対策の推進	○不法投棄をされない環境づくりの推進 【具体的な取組】 ・地域との協働による不法投棄防止対策の実施 ・市街地周辺の不法投棄ごみの撤去 ・不法投棄防止パトロールの強化 ・不法投棄防止キャンペーンの充実 ・広島市不法投棄防止連絡協議会の運営
表彰・意識啓発	○表彰・啓発の実施 【具体的な取組】 ・広島市環境美化功労者表彰の実施 ・小・中学生の環境学習等の充実

市民の取組

- 地域の環境保全活動等への積極的な参加、協力
- 不法投棄をされない環境づくりの推進
- ばい捨て防止の徹底
- 清掃活動などによる地域の美観の保持

事業者の取組

- ごみのないきれいなまちづくりの推進への協力

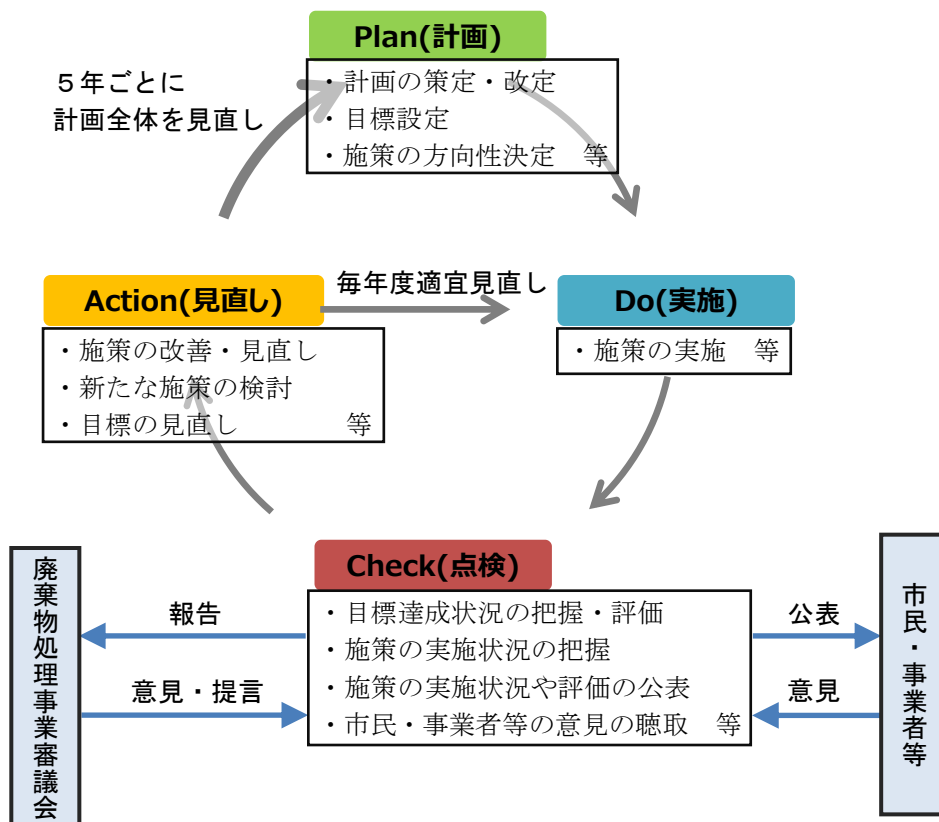
3 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理における基本的な考え方

計画を着実に推進するためには、施策の実施状況や目標の達成状況を定期的に把握・評価し、改善していくことが重要です。

このため、PDCAサイクルに基づき、計画の適切な進行管理を行っていきます。

図34 計画の進行管理（PDCAサイクル）



(2) 毎年度の進行管理

施策の実施状況及び目標の達成状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、目標を確実に達成できるよう、必要に応じて施策の見直しを行います。

また、計画の進捗状況等を市ホームページや広島市廃棄物処理事業審議会等において公表・報告し、市民・事業者と協働して計画を推進していきます。

巻末資料

資料1 広島市廃棄物処理事業審議会（本計画の内容の審議体制）

(1) 掌握事務

市長の諮問に応じ、広島市の廃棄物処理事業の推進に関する重要な事項を審議する。

(2) 根拠法令

- ・ 広島市附属機関設置条例（昭和28年条例第35号）
- ・ 広島市廃棄物処理事業審議会規則（昭和51年規則第75号）

(3) 委員名簿（任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日まで）

（令和2年11月現在、五十音順、敬称略）

	氏 名	所属・役職等
会長	今岡 務	広島工業大学 名誉教授
副会長	川本 季子	公益社団法人広島消費者協会 副会長
委員	伊藤 圭子	広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授
〃	伊藤 敏安	広島修道大学 国際コミュニティ学部 教授
〃	加藤 和行	広島市商店街連合会 会長
〃	高野 貴之	広島県スーパーマーケット協会理事企業 株式会社万惣 店舗サービス課 マネージャー
〃	佐々木 緑	広島修道大学 人間環境学部 教授
〃	滝脇 繁樹	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授
〃	鉄村 忠基	特定非営利活動法人広島市公衆衛生推進協議会 会長
〃	天玉 朝子	環境カウンセラー
〃	杜師 章夫	広島市商工会連絡協議会 副会長
〃	林 千秋	広島市地域女性団体連絡協議会 副会長

資料2 年表（本市のごみ処理行政のあゆみ）

年	月	主なできごと
S50(1975)	7	「ごみ非常事態宣言」発表
S51(1976)	6	5種類分別収集開始
	7	広島市廃棄物処理事業審議会設置
S55(1980)	4	政令指定都市移行
S58(1983)	3	安佐南工場稼働開始
	4	「ごみ非常事態宣言」解除
S60(1985)	3	佐伯郡五日市町を広島市に編入
S63(1988)	6	南工場稼働開始
H 2(1990)	4	玖谷埋立地への搬入開始
	4	安佐北工場稼働開始
	4	北部資源選別センター稼働開始
	8	安芸不燃減容センター稼働開始
H 3(1991)	9	台風19号災害に伴う災害廃棄物処理
H 4(1992)	4	安佐南工場大型ごみ破碎処理施設稼働開始
H 8(1996)	1	ひろしまシェイプ・アップ・プラン'95策定
H 9(1997)	1	西部リサイクルプラザの選別ライン稼働開始
	10	「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定
H11(1999)	4	植木せん定枝リサイクルセンター稼働開始
	6	6.29豪雨災害に伴う災害廃棄物処理
H13(2001)	3	芸予地震に伴う災害廃棄物処理
	4	大型ごみ有料収集開始
	4	6種類分別収集開始（ペットボトル全市収集開始）
	4	玖谷埋立地において事業ごみの搬入規制開始
H16(2004)	3	安芸不燃減容センター稼働停止
	4	新中工場稼働開始
	4	8種類分別収集の開始 （容器包装プラスチックのリサイクル、その他プラの焼却）
	4	焼却施設において事業系紙ごみの搬入規制開始
	7	「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム～110万人のごみゼロ宣言」策定
H17(2005)	4	佐伯郡湯来町を広島市に編入し、山県郡西部衛生組合に加入
	6	「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定
	10	事業ごみ有料指定袋制度導入
H19(2007)	3	山県郡西部衛生組合から脱退
	3	似島埋立地での埋立終了
H20(2008)	3	安佐南工場稼働停止
H21(2009)	3	「ゼロエミッションシティ広島を目指す第2次減量プログラム」策定
	6	「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」改定
H23(2011)	4	中工場の灰溶融設備稼働停止
H25(2013)	4	新安佐南工場稼働開始
	4	新北部資源選別センター稼働開始
H26(2014)	8	8.20豪雨災害に伴う災害廃棄物処理
H27(2015)	3	「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定
H29(2017)	4	安芸太田町の可燃ごみ受入開始
H30(2018)	7	西日本豪雨災害に伴う災害廃棄物処理
H31(2019)	3	安佐北工場稼働停止
R2(2020)	3	「広島市災害廃棄物処理計画」策定
	3	玖谷埋立地における産業廃棄物（廃プラスチック）の受入停止
	4	事業ごみの分別区分変更（「プラスチックごみ」追加）